

令和6年第1回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年3月5日  
本日の会議 令和6年3月7日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	教 育 委 員 会 理 事	鳥 山 勝 美 君
総 務 課 長	荒 木 隆 君	契 約 管 財 課 長	永 野 英 明 君
地 域 安 全 課 長	山 口 聡 一 朗 君	政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君
土 木 管 理 課 長	山 崎 禎 三 君	産 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君
住 民 環 境 課 長	細 田 愛 二 君	生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時42分



## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

通告順6、堤理志議員の①行財政運営のあり方について、②公共的役割を担う方の権利擁護について、③パートナーシップ制度の導入についての質問を同時に許します。

12番、堤理志議員。

## ○12番（堤理志議員）

おはようございます。早速、一般質問をさせていただきます。①行財政運営のあり方について。戦後、日本は高度経済成長に乗り、公害をはじめさまざまな問題と並行しながらも、働く人の賃金と生活は一定向上してきた面があると考えます。しかし現在、人口減少と経済の低成長、先進国にあつて日本は、賃金が上がらない国と言われるようになりました。こうした情勢の変化の中、自治体運営はこれまでとは異なる対応が求められると考えます。その一つは雇用形態の問題であります。低成長、少子化の要因の一つに、働く人をも経費節減の対象にしてきたことが、今弊害として現れているのではないのでしょうか。本町においては、少数精鋭主義の名で総合職的な部門は正規公務員、補助的職務は会計年度で任用する形態となっています。問題と感ずるのは、図書館司書、保育士など専門知識、専門的技能が必要な職種においても、非正規での雇用が常態化していることです。現在、官民間わず人手不足が深刻化しています。聞くところによりますと、本町義務教育小中学校の給食調理員の新規採用も厳しいと伺っており、この傾向は他の職種にも波及していくのではないかと危惧しております。そこで、以下を質問いたします。1点目、行政改革、経費節減として、人や給与を減らすことについては弊害の側面もあると考えますが、町はどう捉えているのでしょうか。2点目、各専門員や町が業務を委託している形になっている管理公社で従事している人たちについても、今後の担い手確保と専門職を育成することを考慮すると、安定度の高い採用枠の拡大を検討する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

②公共的役割を担う方の権利擁護について。高度経済成長期は民間の職場も公務労働の場でも、職場内での喫煙が当たり前、お茶出しは女性職員、またさまざまなハラスメントも珍しくない状態があつたと認識しております。しかし昨今、これら昔の常識は常識ではなくなりました。こうした世情について一部では、現在は窮屈になつたとの意見も聞かれます。しかし窮屈だつたのは、長年の慣習の中でたばこの煙や性別による役割分担などの理不尽に対し声を上げることが許されなかつた人たちの側であると思ひます。現在は、我慢を強いられてきた人たちが声を上げることが、少しずつではありますができるようになってきたと考えます。人権感覚のステージが一步上がった今、それらについて町の各職場は真摯に耳を傾け、取り組まなければならない時代に入っていると考えます。そこで、以下の点を質問いたします。（1）ジェンダーについて、町はどのような捉え方をしているのでしょうか。（2）各種ハラスメント（モラルハラスメント、パワ

ーハラスメント)について、町と職員は適切な対応をされているでしょうか。

③パートナーシップ制度の導入について。パートナーシップ制度は、民法の婚姻とは異なり法律上の効果はありませんが、その導入は性的マイノリティの方の幸福と安心にとどまらず、マジョリティも多様性を認め合い理解を促進する役割を果たしていると考えます。パートナー関係を自治体が認証し、行政サービス、住宅などの困り事を軽減するパートナーシップ制度を導入する自治体は全国的に拡大しています。長崎県内でも都市型自治体がまず先頭を切り、今後もこうした性的マイノリティへの理解醸成に伴い拡大していくものと確信しております。私も含め昭和生まれの世代と平成以降の世代では多様性の認識についてのギャップがあり、特に地方での制度導入が遅れているとの指摘もあります。いずれにしろ同制度は早期に取り組むべきだと考えますが、本町でもこのパートナーシップ制度を導入すべきと考えますが見解を伺います。以上、よろしくお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、今日最初の質問者であります堤議員の大きな1番目、行財政運営のあり方についてということで、1点目が行政改革において人や給与を減らすことについての弊害を町はどう捉えているかというご質問でございました。本町では行政改革大綱に基づきまして、事務事業の見直しや職員定数および給与の適正な管理、財政の健全化など、効率的、効果的な行政運営を図るとともに、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民の満足度を高める行政サービスを提供できるように、行政改革を推進しておるところでございます。その基本方針の一つとして、定員管理および給与の適正化を掲げ、町を取り巻く情勢の変化に対応して的確な行政サービスを提供していくためにも、経験豊かな再任用職員の活用や、定年延長および会計年度任用職員の制度を踏まえ、計画的に適正な定員管理に取り組むこととしておるところでございます。また、職員の給与につきましても、人事院勧告に準拠するとともに、職務、職責を踏まえつつ給与制度、運用、水準の適正化に努めているところでございます。行政改革大綱では、財政の健全化についても基本方針を掲げているところですが、ご指摘のように経費削減を目的として単に職員数や給与を減らすことは、職員のモチベーション低下や負担が増すことでかえって人材確保が困難になるなど、将来にわたる質の高い行政サービスの提供に弊害が生じるものと捉えております。今後とも、真に必要な職員数の確保と適正な給与水準の維持に努めてまいりたいと考えております。続きまして2点目、専門職に係る安定度の高い採用枠拡大の検討についてのご質問でございました。ご指摘のとおり非正規職員である会計年度任用職員につきましては、正規職員の業務サポートを主な目的として必要に応じた任用を行っておるところでございます。その中には専門的な知識、資格を有する者もおり、正規職員が業務全般にわたりマ

ネジメントを行う一方、その知識や資格を生かした相談業務や各種事業などを担っておるところでございます。専門的な知識、経験を要する業務につきまして、正規職員として任用するかどうかは、これまで業務の内容や専門性を考慮し判断してきたところでございます。近年では保健師や保育士を多く採用してきたところはお案内のとおりでございます。今後、専門性の高い多種多様な業務が増えていく中で、専門職を正規職員として採用することも考慮する必要がありますが、先ほど申し上げました会計年度任用職員の効果的な活用の他、外部委託できる業務についてはアウトソーシングの可能性も検討していく必要があるかと考えております。現在でも、一部業務につきましては公共施設等管理公社などに委託を行っているものもあり、安定した事業運営につながっているものと考えております。今後とも質の高い行政サービスを継続して提供していくために、中長期的な観点を踏まえた人材確保と法に則した適正な任用に努めてまいり所存でございます。

続きまして、大きな2番目の公共的役割を担う方の権利擁護についてでございます。そして1点目がジェンダーについて町の捉え方ということのご質問でございました。ジェンダーによる職場での固定的な性別役割分担意識、これは男性を中心とした労働慣行の大きな要因でありまして、女性の能力発揮を阻害することに加えまして、長時間労働など男性の働き方にも影響を及ぼすものと捉えております。本町では、性別に関わりなく個々の能力を發揮することができる職場づくりに向け、女性の活躍推進、職業生活と家庭生活との両立支援、多様で柔軟な働き方など、特定事業主行動計画を基に取り組んでいるところでございます。主なものとしましては、女性職員の多様な働き方に関するセミナーやキャリアデザイン研修への参加を呼びかけるなど、人材育成を推進するとともに、経験を積み重ねることができるような人事配置と管理職への積極的な登用に努めておるところでございます。また妊娠中の職員への配慮はもとより、育児休業や子育てのための休暇等を取得しやすい環境づくりに努め、特に男性職員の育児に関する休暇等の取得促進を図っておるところでございます。さらに、長時間労働を前提としない働き方改革の推進や、育児、介護に係る柔軟な勤務形態の活用、テレワークの推進を図るなど、職員が家庭生活を大事にできる職場環境づくりにも努めておるところでございます。続きまして2点目の、各種ハラスメントについて町と職員は適切に対応しているのかどうかというお尋ねでございます。本町におきましては、平成29年1月に、ハラスメントの防止等に関する指針を策定いたしまして、ハラスメントを防止および排除することにより、職員が能力を十分に發揮できる良好な職場環境づくりに努めておるところでございます。指針では、ハラスメントの定義や言動例をはじめとして、管理職員の責務やハラスメントを起こさないために職員が留意する事項、相談体制について規定しております。また、懲戒処分の指針におきましても、各種ハラスメントにおける処分の標準例を定め、当該行為があった場合には懲戒処分の対象となり得ることを明記しておるところでございます。職員の意識啓発につきましては定期的な研修を実施しておりまして、

今年1月にはハラスメントに対する知識の習得および対処等への理解を深めることを目的に実施いたしました。また全職員に対しまして文書による通知も行っており、各種ハラスメントについてどういう言動が該当するのか具体例を示すとともに、そうした行為の防止についての注意喚起や相談窓口の周知を図っております。ハラスメントは被害者に精神的苦痛を与えるばかりではなく、職場環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、今後とも職員のハラスメントに対する理解を深め、その防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして大きな3番目、パートナーシップ制度の導入についてのご質問でございました。住民皆さまが互いに性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる地域社会となるよう、本町としましても性の多様性に対する正しい理解と認識を深めていただくための取り組みを進めていく必要があると、そのように考えております。昨年LGBT理解増進法が施行され、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、理解増進に関する施策の基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体等の役割が明確化されておるところであります。今後政府では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定することとなっております。地方におきましても、国と連携し、地域の実情を踏まえ、住民の理解増進に関する施策を策定、実施するよう努めることとなっておりますので、この基本計画に沿って町の取り組みを検討してまいりたいと考えております。本年度は、多様な性への理解に関する広報紙の特集記事や、県との連携あるいは人権擁護委員とともに、町内商業施設などにおきまして街頭啓発を実施するなど、周知、啓発に努めてまいりました。また、国、県等が主催するセミナーやイベントの周知を図る他、来年度は住民向けの講演会などの開催も想定しております。その他、人権相談の継続実施に加え、必要な措置につきましても今後包括的に検討してまいりますが、その中でパートナーシップ制度導入につきましても、国や県の動きを注視しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

まず1点目の行政改革、経費節減の件についてなんですが、町長の施政方針の中で、まず冒頭で政府の考え方が述べられて記載されておりますけれども、この中で当面の所得を下支えして企業の稼ぐ力を高めうんぬん、それから個人消費の回復を図り消費と投資を増加させるうんぬん、これ政府の方針になると思うんですけれども、この方針が出された基になったのは何かというのを私なりに調べたんですが、昨年11月2日に岸田総理が記者会見を開きまして、その中でこの30年来のデフレ不況の要因が明確にコストカット型の経済にあったんだということをはっきり認められました。これはこういう言い方されてますけれども、分かりやすく言いますとこの間の新自由主義的な、このや

り方というのがなかなか経済が成長できない、賃金が上がらずに消費が伸び悩むという悪循環ですね、デフレスパイラルと言われるような状況にあったということがあって、これをやはり切り替えんといかんということだろうというふうに思います。そうした中で投資うんぬんというのはもう私たちとは無関係、別のことだとしても、賃上げについては、やはりGDPの中でも大きな比重を占める個人消費を底上げするという意味でも非常に重要なことだというふうに思いますけれども、そこで安定度の高い採用っていうのもそこに寄与するのではないかと。基本的な考え方で伺いたいのが、役場であるとか役所である、そういった所というのは特に地方においては重要な雇用の場でもあるというふうに思うんですけれども、こうした場でしっかりと安定度の高い雇用というのを図っていくということが、さまざまな形で地域の経済の波及をもたらす。役場というのはそういう拠点でもあるというふうに考えますが、この点見解をお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

ご指摘のとおり町としても大きな雇用の場の一つでございますし、町内の経済にとっても大きな影響を与えるものというふうに考えております。行政にとっても職員というのは貴重な人的資源でもございますので、今後とも適切な人材の確保、育成、それから知識、経験を生かした継続的な行政サービスに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

もう一つちょっと経済的な面でお伺いしたいんですけれども、本町はこの間新興住宅地が民間であったり公共であったりで宅地が造成されておりますけれども、聞くところによりますと、そこに住んでいらっしゃる多くの方々が一定安定的な企業の従業員の家族であったり、教職員の先生方であったり、また、役場であったり県の公務員と、こういった方々が非常に多いということをお聞きしております。このことはもう皆さんもご承知だと思うんですけれども、やはりそういった面でも生活基盤の安定というのが住宅着工戸数をしっかり支えていく。そういう、これは例えば長与町、時津町、長崎県、長崎市辺りで、やはりしっかりしたこういう人たちを、安定的な雇用促進をやっていくということが、長崎からの人口の今流出というのが問題になっていきますけれども、それを最小限にとどめるという点でも重要な意味があると思いますので、ぜひ今後いろいろ検討されると思うんですけれども、そういった点でも非正規の雇用というものも極力安定を図るような、そういう立場、そういうことを念頭に置いても必要ではないかと思うんですが、この点はいかがお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

町の行政運営を考えた時に、今後も多様化する住民ニーズに対応しながら良質なサービスを提供するためには、専門性の高い職員の登用が必要というふうに考えておりました、そうした面でも専門性の高い非正規職員の皆さまにもご参画いただいて、行政サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

私が言いたかったのは、分かるんですけども、例えば住宅を購入するとなった場合にやはり35年とか一定かなり長期間のローンを組むという時に、やはり安定的な雇用、民間であれ公務であれ安定的な雇用がないと家を建てて住もうという気持ちにはなかなか踏ん切りがつかないと、そういう点での質問でした。もうこれは結構です。それからちょっとお伺いしたいのが、フルタイムでの会計年度任用職員というのが本町でどのくらいいらっしゃるのかを確認させていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

フルタイムの会計年度任用職員ですね。令和6年2月1日現在で申し上げますとゼロ、任用はしておりません。この会計年度の制度が始まったのが令和2年度だったと思いますが、それ以降フルタイムの任用が参考までに1名ございまして、この方が育児休業の代替に伴うものというふうになっております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

はい、了解しました。そうですね、あくまでも補助的な形での任用に今現在なっているということで理解いたします。それから、以前もこういった働き方の問題で質問したことがあるんですが、その時に町の答弁の中で会計年度任用職員については年限が切っただけじゃないかということで私も質問しましたところ、本町においては会計年度任用職員は年限を設けていないという答弁をされたというふうに思うんですけども、そこでちょっとお伺いしたいのが、年限は設けていないけれども任用を解いた会計年度任用職員というのが何人ぐらいいるのかですね。分かりやすく言えば、町からあなたは今期で雇用を止めますということですか、期を通しているか、その辺りいらっしゃるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）



総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

会計年度任用職員については、その名称のとおり各年度ごとに必要となる業務に対してその都度任用するという制度になっております。任期満了によって制度上は任用が解かれるということにはなりませんけれども、先ほど議員ご指摘のとおり更新の回数の制限は設けてございませんので、勤務実績が良好な職員は結果として複数年勤務をする場合もあるというところでございます。その期限りで任用を解いた数というのは把握しておりませんが、まずはその任期途中で任を解くということはないです。で、更新の件についても、例えば改めて公募を行うという中で多くの方の応募があって、選考をするという過程において、その同じ人の任用にならないケースはあるかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり勤務実績に応じての更新制度というのがあるというところでご理解いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

言い方は別として、実態として任用を解くということはあるというかあり得るといふか、端的にそこはあるということですよ。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

会計年度任用の制度上はあり得るものというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

ちょっと言葉を濁されてるのが。まあいいです。要は私も前回質問した時には年限は設けていないんですよということでしたので、それはもう非常にいいことだということで、そういうやりとりをした議事録を見たんですけども。しかしやはり実態としては任用を解く解かないの権限というのは役場が持つわけで、そういった点ではやはりさっき言ったように例えば長期的な家庭を持つとか、あとは住宅ローンを組むとかいう時に、やはりこの会計年度での任用というのは非常に雇われる側にとっては非常になかなか人生設計を考えにくい状況にあるというのはあるんじゃないかと。そこを踏まえてというか、ぜひ念頭に置いていただきたいと思います。それから、管理公社についても私質問上げてますけれども、これは町が委託先ではあるんですけども、この管理公社というのは町の行政と別組織ではあるんですけども、実態としては非常に緊密な連携がある、管理公社なくては役場は成り立たないと、持ちつ持たれつの関係であるという点は間違いのないと思うんですが、この点を確認していただきたいと思いますがいかがでし

ようか。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

管理公社の設置、こちらの目的としまして、長与町、本町が設置した公共事業などの設置目標を達成するための公共事業を実施することにより、町民の福利厚生の上昇に寄与することを目的とするとありますので、公共事業と密接に関係した組織であると認識しております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

公共事業、事業と言いますけども、まあいいです。その中でちょっと私も少し例を挙げさせていただいたんですけども、この学校給食というところ、調理の件ですけれども、この学校給食というのは学校教育において食育、栄養等いろんな重要な役割を果たしていると思うんですが、この調理を担う給食調理員の確保で非常に苦労しているというのも話を私もちょうと聞いたんですが、これは事実かどうか、この事実確認をちょっとお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

給食調理員の確保につきましてですけど、管理公社の話を聞きますと確かに苦労しているとは伺っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

これもちょっと心配してるのが、やはり子どもたちに安定的なそして安心な給食を調理し、非常に学校給食がおいしいという評判ですので、そういった体制をしっかりと維持していくためにも、こうした方々がなるべくこう入ってくるような環境というのを作っていくっていただきたいなという思いから上げさせていただいたんですけども。苦労してるということですが、ぜひいろいろ対策を取っていただきたいのと、あと公務員的な仕事のうちで現業部門を担っている方々が在籍しているのが、私、管理公社じゃないかなと思うんですけども。先ほど公共事業うんぬんと言いましたけれども、実際には現業部門の方々がそこに在籍して職務をされているところだと思うんですが、今回この件を質問する中でふとちょっと私の中で疑問に思ったのが、この管理公社が正式名称が公共施設等管理公社ということで、公共施設等の管理をしてるわけではないのに公共施設等管理公社という、なぜこういう実態と中身がちょっと食い違うといえますかね、ちょ

っと違うような名称なのかというのは、どういった理由からなのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

管理公社へ委託しているのが公共施設のみではなく公用施設に関する事業も委託していることから、公共施設等という名称になっているのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

率直にちょっと聞きたいんですけども、この公的な仕事をされているのに、役場職員ではなくて別団体に所属するという、この理由がそもそもなぜなのかですね。なぜ町職員じゃないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員に申し上げます。この件は管理公社、いわゆる別団体の件の運営に関することです。質問を変更していただきますようお願いいたします。

堤議員。

○12番（堤理志議員）

行財政の在り方についてということで、この町の業務を委託している形になっている管理公社で従事している人たちについてもうんぬんということで質問項目を上げているんですが。ちょっと私なりに思うのが、相当昔から私も議員になる前からもうこの管理公社というのがあったもので、特に不自然には考えていなかったんですが、今回こういう正規、非正規という問題が今大きく全国的に新聞なんかにも載ってクローズアップされてる中で、改めて考えた時に、この町の給与体系から切り離れた形でやはり行政改革という意味で給与水準を少し低く据え置くという、そういう意味もあつての体制を町としてつくったんじゃないかというふうな思いがあるんじゃないかなと思います。やっぱりここは公共的な職場において給与それから安定雇用、地域の消費を促して好循環をもたらすということをするためにも、この辺りは少し見直しといいますか、適正、冒頭から申し上げます意味で、対応策を検討する必要もあるんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

管理公社の職員の賃金等につきましては、国の現業職の給料表を参考として改正されているようでございます。そこで事務局の方で改正案を作成して、賃金検討委員会や最終的に理事会に上程されて、決定ということの流れになっているようでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

ちょっとこの間のこの公共施設管理公社のこの問題というのが、なかなか実態としては役場の仕事をやっているのに、議会が関与できないというところが一つやっぱり問題だと。我々住民の代表が町の仕事について質問したくても、それは別団体ですよということで質問できないというところも、やはりこの制度というのは私は問題もあるんだろうというふうに思います。これ以上はもう申しませんので。

次ですね、ハラスメントの問題についてお伺いいたします。この間全国的に地方の自治体でハラスメントがニュース記事として、もう毎日のように出てくるという状況であります。今回の質問というのは、今もう町長選挙が目の前にあって、ちょっと誤解を私も与えたくないの、町長とか三役とかあと議員とかそういった特別職についてはもう全く念頭にはなくて、あくまでも役場の中の一般職でどうなのかということで質問をするものと、これをぜひ冒頭申し上げた上で質問させていただきたいと思うんですけれども。ハラスメントについては住民に奉仕する公務の仕事に影響が出たり、職員の健康に影響が出るということで、先ほど冒頭での答弁もありましたけれども、本件で大事なのが、一般職よりもむしろ管理部門ですね。管理職の方、あるいは管理部門、総務とか企画といった役場の中でも管理部門、あるいは各所管の管理職、こういった方々が特にやはり注意を払う必要があるものだというふうに思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

ハラスメントにおいては特にパワハラと呼ばれるものなど、上司からの精神的あるいは身体的苦痛ということもあろうかと思えます。本町のハラスメント防止等に関する指針の中にも、一つ大きな項目として掲げておりまして、所属長と管理職員の責務、そういった項目を設けて強くこういったハラスメントの防止、排除に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

冒頭の町長答弁の中でさまざまなハラスメント対策、相談等々もやってるということもありましたが、その中で直近では今年の1月にこのハラスメントの講習みたいなこと

を実施したということではありますが、端的に今年の1月に実施したというのは何か意味があるのか、何かやはり早くこういう講習をしないといけないという、何か判断に至った理由があるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

ハラスメントに関する研修については基本的に毎年度実施しております、おおむねこの時期に開催しております。で、複数年継続して開催することで、全職員にこういった周知、啓発が行き届くようにと考えております。その他にも毎年新規採用職員の研修においても同様に実施しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

定期的なものだということでは理解いたしました。それと、このハラスメントがありますと当然職員の心身の心と体の不調として表れたり、あるいは職務の遂行に影響が出ると。その他、例えば休職するとか、もう耐えられなくて自主退職するとか、そういった点で町の事務に非常に影響が出てくるんじゃないかと思うんですが。そこで今、長与町のホームページで長与町人事行政の運営等の状況というのが公表されておりますが、それをちょっと拝見させていただきますと、直近で言えば令和4年が一番新しいんですが、令和3年、令和4年見ますと、休職者がちょっと多いんじゃないかなと私も心配しておるんですが、これがそういったハラスメントの影響によるものなのか、この辺りはつかんでいるかどうかですね、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

全国的にもこの市町村職員の長期病休率というのが増加傾向にございます。本町も同様に、令和3、4年と若干多くなってきているというところでございまして、いずれも心身の故障、精神関連の疾病によるものです。その要因としては、例えば仕事に関するものですとか、本人の性格、内面的なもの、あとプライベートに関する事など、職員によってさまざまございまして、複合的な要素もあるところでございます。ハラスメントということで認められたものは確認しておりません。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

このハラスメント被害っていうのは、本人がなかなか職場的な優位な状況とそうでない状況との間でのトラブルですので、明確に私は受けていますっていうのがなかなか言

えないところに一つ大きな問題があるというのは、当然研修の中でもご承知だというふうに思うんですね。ですから、ここで特定しなくても結構ですが、こういう休職がある時にはもしかしてあるんじゃないかという、そういう気持ちでぜひ人事の方は注意を払っていただきたいというふうに思います。それと、これも特定しなくても結構ですが、そういう状況を見た中で例えばどこかの部とかどこかの課にそういった人がちょっと集中してるんじゃないかなんて、そういうことはないのかどうか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

令和3年度4年度と数としてはそれまでよりも多く出ておりますが、その半数以上が繰り返し休職されてるような方となっておりますので、いったん職務に復帰した後で、またちょっと体調を崩されて休職に入るといった場合もありますので、結果として一時的に一つの部署なりに複数の休職者が生じてしまうということがございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

それともう1点ですね、いろいろ私もこのハラスメント問題を調べる中で、これはあくまでも一般論で申しますけれども、管理職の方がAという課からCという課に移動する。そうした時にその課に集中して心身の故障の方が増えるというようなこともあった場合には、やはりハラスメントを疑う必要があるんだと思うんですが、ぜひそういう目線で人事としてはチェックしていただきたいと思うんですが。今までそれがなかったかどうかをチェックするということと、今後もそういう目線でチェックしていくということは必要だと思うんですが、この点对応、検討していただけないか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

そのような視点も非常に大事だというふうに思っております。現状で申し上げますと、不調による休職者の増加と管理職の異動が直接的に起因しているというふうな傾向は見られないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

ぜひ今後そういう面がないのかをチェックしていただきたいと。そうすることによって役場がやはり管理職の側も気をつけますし、職員の方も生き生きと仕事ができると。

いい意味で、役場の中の好循環ができるというふうに思いますので、やはり人事というのはそういう目線も大切だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、いろいろ研修をされてるといふことですが、ホームページなどでいろいろ調べてみますと、このハラスメントに対する職員アンケートといふのをかなり多くの自治体を実施しているんですが、本町はこれをやっているかどうかと、ぜひそういったことはないでしょうかといふことを職員に直接投げかけるアンケートですね、これは犯人探しとかじゃなくて、やっぱりいい環境をつくっていくといふ、風通しのいい職場をつくっていくといふ意味で必要じゃないかと思ひますが、検討できないものかですね。もうやってるののかも含めていかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

現状、このパワハラに関するアンケートは本町では実施しておりません。ご指摘のように県内外で実施されている自治体があるということは承知しておりまして、確かに実態を把握するといふ面では非常に有効な面もあろうかと思ひております。ただ、主観による回答になってしまうところもあると思ひますので、非常に敏感に感じている職員と、あと同じことをされてもそんなに感じてない職員とといふことで、非常に認識の違いとも出てくるのかなあと。それによつて実態を正確に把握できるのかなといふ懸念があるところでもございます。ただ、設問の仕方であったりとか、これまでもそうなんですけど、こういったことはハラスメントに当たるんだよ、こういう言動が当たるんだよといふことは常々周知をしてきておりますので、今後研究していきたいと思ひます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

この職場の問題については以上で、次、パートナーシップ制度の問題で質問いたしますが、まず今非常に町としてこの性的マイノリティについての意識啓発といふものにも今取り組んでいるし、今後も取り組んでいくといふ答弁でありましたけれども。まず1点目、このLGBTの方がLGBTであることについてのいろいろな悩み等々の相談があった場合に、役場として対応する窓口といふのがきちつと体制整備がされているのか。それはもうこの課でしっかり対応していますよといふものができているのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

まず性的マイノリティの方からの相談があるといふ第一窓口は総務課の方となっております。ただ、なかなかこう専門的なものとかもございまして、人権擁護委員等と連

携しながら対応に当たっていくということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

分かりました。冒頭での町長の答弁の中で、来年度ですか、来年度住民向けの講演会を実施する予定だということですが、これがあらかたどういったもの、概要でも結構です。どういったことを検討されてるのか、分かる範囲でっていうか、決まっている範囲で教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

これについては当初予算の方にも計上しておりますけども概要を申し上げますと、住民向けの講演会、それと関係各種団体向けの研修会を想定しております。可能であれば支援団体の方などに講師を務めていただければというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

了解いたしました。それと、以前一般質問でこのパートナーシップ制度の導入ということについてメリットを確認いたしましたら、例えば公営住宅の入居の申し込みであるとか、住宅ローンの利用、生命保険の受取人の指定、クレジットカード、携帯電話の家族サービス、それから病院で家族として病状説明、手術の同意など、いろんな面で期待されるという答弁でありました。また、パートナーとして認められるということで幸福感などが考えられるということでもありますので、町長も幸福度日本一を目指すということでもありますので、やはりこれは大多数のですね、より多くの人の幸福度を高めるという点でも、マイノリティの方の幸福度もやはり高めていく努力というのはやはりやらなくちゃいけないというふうに思いますが、やらないとはおっしゃってないんですね、検討をしていくということ。しかしなかなか前に進まない。しかしもう世の中がですね、私ももう10年前と比べて、10年前は私もはっきり言って偏見もあってですね、いろいろ自分で調べていく中で自分の中の心の中にそういう差別意識があったんだなというのに気づいたわけなんです。やはりそういったものを少しずつ醸成していくということも大切です、ぜひ町もやはりこの制度というのは率先してといいますか、今大きな所の市がどんどん進んでいますけれども、長与町は町と言いながら非常に都市的な町ですので、住民も、昨日も同僚議員言っていましたけれども、そういったことに対して非常に文化水準、知識水準の高い方がたくさん住んでおられて、理解されるというふうに思うんですね。ですからもうそこに依拠して、やはり町としてそこに取り組むというところに一歩足を踏み出せないのかどうか。この辺りいかがでしょうか。



○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

パートナーシップ制度についてはこれまでも研究を重ねてきているところですが、そういう中でさまざまな情報を目にするわけですが、当事者間でもやはり異なる見方があって、制度の議論だけではなくて理解してほしいというようなご意見もあるようでございます。ご指摘のとおり制度を導入することで、ご成婚とまではいかないまでも一部行政サービスであったり、民間のサービスを利用できる、あとパートナーとして認めてもらえるということの安心感につながるといったメリットもあろうかと思えます。一方で本当に必要とされるケースで活用できないことであったりとか、制度を活用する際に証明書を提示する必要があると。これがある意味カミングアウトにつながってしまうことに抵抗を感じるとか、そもそも自分の性的指向を明らかにしていない当事者にとっては使いづらいというふうなご意見も目にするところで、これはどうしてかと考えた時にやはり周囲の理解であったりとか、こういった制度が当然のことだということを受け止める環境を、これがあればそういった使いづらいことにもならないんじゃないかなということもございまして、まずは性の多様性に対して正しくご理解いただけるような情報発信に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

このLGBTの方の中にもやはり当然多様性があるわけですから、こういう制度ができたらずひ積極的に活用したいという方もいらっしゃるでしょうし、やはり今まだまだ偏見が少なからずある中で公にすることに対して、自分の中で抵抗感を持っておられるという方も当然いるかもしれませんけども、同僚議員も言っていたけども、そういう人はしばらく待って、使わない人は使わなくてもいいんじゃないかと。使う人がまず使っていて、そして長与町はそういったことにもきちっと理解を示す町なんだというので理解を広めていった中で、私も使おうというようなですね、そういう方向性を町も示していくというのが非常に私は必要であって、拒む理由はもうない。これとって財政的に負担をかけるわけでもないし、誰かに迷惑かけるわけでもないの、もう早くやるべきだと。最後になりますが、長与町の町花町木が何かというのを言った時に梅だということで、なぜ梅にしたかというのは他の植物、花に先駆けて、先んじてやっっていく、そういう町でありたいという思いだということが書かれてありまして、ぜひこの問題についても長崎県内で初めて町としてうちがやったっていうような、誇りが持てる、人権感覚においても誇りを持てる町としてやっていただきたいという思いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時29分～10時45分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、安部都議員の①新図書館建設構想および学校図書館と学校図書館司書について、②学校給食の全額無償化と無農薬有機栽培給食の導入についての質問を同時に許します。

9番、安部都議員。

○9番（安部都議員）

安部都でございます。今から一般質問をさせていただきます。最初に大きな1番目の(2)番目のところで、読書バリアフリー法に遵守した視覚障害者のためのとなっておりますが、「等」を入れていただければと思います。これは読書バリアフリー法というのが視覚障害者だけのためだけではないので、すみません、「等」を入れていただいて。よろしく願いいたします。

それでは質問いたします。大きな1番目、新図書館建設構想および学校図書館と学校図書館司書についてお伺いいたします。現在新図書館についてパブリックコメントやワークショップなど、町民参加型の新図書館建設のための議論と構想が進められてきました。町民のさまざまな思いや願いは多様化し、快適に利用しやすい図書館建設のために町民の声を反映する必要があります。また、学校図書館についても、図書校務員などの課題や今後の在り方についても、さまざまな疑問が呈されております。子どもたちや町民にとって有意義なより良い図書館とは何か、再度思考を巡らせていきたいと考えます。そこで以下の質問について伺います。(1)新図書館整備計画検討委員会や今後の新図書館建設に当たっての町民の関わりについてお聞きいたします。(2)読書バリアフリー法に遵守した視覚障害者等のための読書環境や館内への誘導體制の整備はいかがでしょうか。(3)図書館開館時間や祝日などの開館体制についてはどうでしょうか。(4)新図書館を学校図書館や公共施設とネットワーク化し、連携を図ってはいかがでしょうか。(5)学校図書館司書(図書校務員)の1校1人配置についての考えはどうか。今後も十分に配置できる体制なのかお聞きいたします。(6)新図書館や学校図書館の意義と在り方、学校図書館司書、図書校務員の待遇や役割はどのように考えるでしょうか。

大きな2番目、学校給食の全額無償化と無農薬有機栽培給食の導入についてお伺いいたします。無農薬有機栽培の野菜を使用し、学校給食に提供しているオーガニックビレッジ宣言をされた南島原市の農林課と無農薬有機栽培農家の畑を拝見し、話を伺ってきました。やはり最初の2年間は大変苦勞をされ、3年目からは立派な有機栽培畑と野菜ができたことを大変嬉しそうに話されました。やはり、強い信念と、最初から諦めるこ

となく子どもたちの食の安全と安心を提供したいとの熱い思いが、成功へ導いたと言われました。また、今年4月から諫早市9,200人以上と雲仙市が約3,000人の小中学校への給食完全無償化を開始する予定です。そこで以下の質問をいたします。(1)本校の小中学校の全校に配布する給食数はどのくらいでしょうか。また、完全無償化するための全額補助額はどのくらいの予算でしょうか。また無償化の考えはいかがでしょうか。(2)有機栽培は、アレルギー体質の子どもにも有効と考えるが、給食に有機栽培野菜を1品でも取り入れる考えはあるのでしょうか。また、どのくらいの予算加算が必要なのかお聞きいたします。(3)本町で無農薬有機農家の講師を招き、有機農家体験や土壌づくりのワークショップを開催し、数年かけて本格的に有機農業にチャレンジしてみたいでしょうか。以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは安部議員のご質問にお答えをいたします。1番目と2番目1点目、2点目の質問につきましては、所管をしております教育委員会の方から回答いたします。私からは2番目3点目の有機農家体験や土壌づくりワークショップの開催についてのお尋ねにつきましてのお答えをいたします。有機農業につきましては、農林水産省が推進するみどりの食料システム戦略におきまして、2050年までに目指す姿として耕作面積に占める有機農業の取り組み面積を25%、100万ヘクタールにするという目標を掲げていることは、町としても承知をしているところでございます。本町といたしましては、生産者が有機農業にどれだけ興味があるかなど情報収集を行い、近隣市町や先進地の動向等も研究しながら、議員のご質問の有機農家体験やワークショップの開催の是非等々について検討してまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

安部議員の1番目、新図書館建設構想および学校図書館と学校図書館司書についての1点目、新図書館整備計画検討委員会や今後の新図書館建設に当たっての町民の関わりについてのご質問にお答えいたします。新図書館整備計画検討委員会は令和3年7月に第1回を開催し、昨年11月までに全16回開催いたしました。その中で学識経験者、障害者団体や図書館利用者の他、一般公募で選ばれた立場の違う委員のご意見をお聞きしてまいりました。先般、複合施設としてのパブリックコメントによる意見募集や町民説明会をはじめ、議会におきましては複合施設建設特別委員会も立ち上がり、多くのご意見をお聞きできる状況になっているものと考えております。今後も重要な事項等につきましては、新図書館整備計画検討委員会を開催するとともに、必要に応じて調査等を行いさまざまなご意見をお聞きしながら、可能な範囲で新施設へ反映してまいりたいと

考えております。次に、2点目、読書バリアフリー法に遵守した視覚障害者等のための読書環境や館内への誘導についてのご質問にお答えいたします。読書バリアフリー法、正式名称、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律は、障害の有無に関わらず全ての人が読書による文字、活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律であり、さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指しております。新図書館におきましても同法にのっとり、安全かつ安心して気軽に利用できる場を提供できるよう協議を進めています。現在、長与町図書館で提供している大活字本、点字図書、布絵本等のさまざまな本類や書籍の文字拡大器に加え、新図書館ではカメラで印刷物を読み取り、文字を音声で読み上げると同時に画面で大きく文字を表示する音声・拡大読書器や、通常の書籍を使用するのが困難な人や視覚障害者のためのデジタル録音図書DAISY再生機器の導入を検討しております。また、誘導線につきましては、バリアフリー法および長崎県福祉のまちづくり条例にのっとり整備を進め、全ての人に優しい施設となるよう準備を進めてまいります。次に、図書館開館時間や祝日などの開館体制についてのご質問にお答えいたします。図書館の開閉館時間や休館日等につきましては、今回複合施設であることを踏まえ、現在の施設の運用形態、新施設の利用日や時間帯をはじめ雇用可能な職員数等、運営に当たっての諸条件を比較検討しながら適切に判断し、決定してまいりたいと考えております。次に、4点目、新図書館と学校図書館や公共施設とのネットワーク化についてのご質問にお答えいたします。現在、学校図書館との連携事業につきましては、町内各小中学校へ学級文庫として学期ごとの年3回の割合で貸し出す書籍の集配を行っている他、各学校における各種イベント時のサポートを行っております。また、各種調べ学習用として書籍の要請があれば、その都度その内容に応じた書籍を選別し、配達も行っているところでございます。公共施設との連携につきましては、一部の公民館におきましては、選書や貸し出し返却の補助を行っております。新図書館におきましても教育委員会、図書館、各学校、各公共施設が共に連携を深め、同様の事業を充実させてまいりたいと思います。次に、5点目、学校図書館司書（図書校務員）1校1人配置についての考えはどうか、今後も十分に配置できる体制なのかを聞くの5点目のご質問につきましてお答えいたします。本町におきましては、現在、管理公社の職員のうち8名を図書校務員として各小中学校に1名ずつ配置しております。その多くは司書の資格を有しております。図書校務員の主な業務としましては、令和4年度までは学校司書業務と学校給食費の会計業務がございましたが、令和5年度から学校給食費の公会計化により、会計業務が切り離されたことにより業務内容が半減することになりました。そのことにより自身の職に不安を覚えた図書校務員もおり、図書校務員の業務の見直しが急務となりました。そこで今後段階的に配置転換等を行い、令和8年度からは4名の図書校務員で8校、つまり1名の図書校務員が2校を兼務し、学校司書として図書館業務に専念する体制をとるよう検討を始めております。2校兼務につきましては、県内の他市町でも見られる妥当な配置

と考えております。今後は管理公社と協議してまいりたいと思います。なお、各学校におきましては、学校司書とは別に学校図書館の運営、活用に中心的な役割を担う司書教諭あるいは図書主任が配置されております。また、教育課程における特別活動として図書館運営への児童生徒の参画も期待されますので、学校図書館の充実は図られるものと考えております。次に6点目、新図書館と学校図書館の意義と在り方と学校図書館司書（図書校務員）の待遇と役割のご質問につきましてお答えいたします。まず、新図書館と学校図書館の意義と在り方でございますが、新図書館のような公立図書館は、全ての地域住民や一般の方々が利用することを目的として設けられる図書館であり、幅広い図書や資料等の収集、提供を通じて知識の普及や情報提供を行い、読書や学習の機会を提供する場と考えております。一方、学校図書館法におきまして、その設置が義務付けられている学校図書館は、学校内で児童生徒の学習を支援することを目的とした図書館であり、児童生徒の読書習慣を形成したり、図書や資料等を通じて学びを深めたりする場と考えております。以上述べましたとおり、利用対象が異なる両者ではございますが、図書や資料等を通じて知識を広げ情操を豊かにする点におきましては共通しております。人生100年時代と言われるこれからの社会は学び続けることが求められており、そのことが人生を豊かにする一助になると考えております。教育委員会といたしましては、人生の礎を築くのが学校図書館であり、人生の幅を広げるのが新図書館であると捉えており、両者の充実を努めてまいります。次に、学校図書校務員の待遇と役割でございますが、先に答弁いたしましたように現在の図書校務員につきましては、令和8年度に向けて段階的に新図書館の司書あるいは学校図書館の学校司書として、その配置転換を進めてまいりますので、それぞれの場で図書館業務に専念することになると考えます。待遇につきましては管理公社の職員であることには変わりはありませんので給与体系等の変更はございませんが、司書につきましては、新図書館の開館日や開館時間の関係で勤務日や勤務時間帯等の変更を想定しております。

次に、2番目、学校給食の全額無償化と無農薬有機栽培給食の導入についての1点目、本町の小中学校に配布する給食数はどれくらいか。また全額補助はどれぐらいの予算か。また、無償化の考えはどうかのご質問につきまして、お答えいたします。本町におきましては、4小学校の給食は各小学校の調理場でそれぞれ調理され、それぞれの児童および教職員に提供されております。残る1小学校と3中学校の給食は共同調理場で調理され、それぞれの児童生徒および教職員に提供されております。まず1日当たりの給食提供数でございますが、単純に児童生徒数と教職員数の合計数ではございません。さまざまな事情で学校給食を喫食しない児童生徒および教職員が一定数おりますので、本年2月1日現在の学校給食申込者数で見ますと、1日当たりの給食提供数は3,750食となっており、1月当たりで見ますと平均約6万2,200食、年間では68万4,200食を提供しております。次に、学校給食費が全額補助となった場合の予算でございますが、補助対象は児童生徒の学校給食費となりますので、標準単価および標準回数、そして児

童生徒数から算出いたしますと、年間食材費といたしまして約2億550万円の予算が必要となります。次に、学校給食費の無償化についてのお尋ねでございますが、学校給食に要する経費に関しましては、学校給食法第11条に規定されております。その第2項に、いわゆる学校給食費の保護者負担について明記されております。この規定が保護者の負担を軽減するために学校の設置者が保護者に補助を行うことを禁止するものではないことは理解しておりますが、経費の負担関係を明らかにしたものと考えております。そして、学校給食法施行令第2条には、人件費や施設・設備の修繕費等の学校給食の運営に要する経費以外のものは、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすると示されており、基本的には、児童生徒が喫食する学校給食の食材費負担は保護者が負うべきものと考えております。また、学校給食費の支援が必要とされる家庭としましては、生活に困窮されている家庭が考えられますが、生活保護世帯や準要保護世帯には既に補助がなされております。また先ほど答弁いたしましたように、年間食材費は約2億550万円となります。これに本町が負担している人件費をはじめとする委託料や光熱水費、消耗品等の概算額約1億5,000万円と先ほどの年間食材費を加算いたしますと、学校給食を無償化した場合、約3億5,000万円を超える金額が町の負担となり、本町財政への継続的かつ大きな負担となることが懸念されます。従いまして、現段階では学校給食費の無償化は考えておりません。なお、今後国による学校給食無償化への方向性が示され、国費による財政措置等が図られるようであれば、その動向を踏まえながら検討してまいりたいと思います。最後に、2点目、有機野菜を取り入れる考えはあるか。その際どれぐらいの予算加算があるかのご質問につきましてお答えいたします。現在、学校給食用物資として扱っております生鮮野菜につきましては、本町の認可を受けた納入業者に毎日定時に必要数量を納入していただいております。おかげさまで欠品や遅延もなく、安定して給食を提供することができております。有機野菜の取り扱いにつきまして現在の納入業者に問い合わせをしましたところ、学校給食で必要とされる数量を安定的に確保、納入することは困難である旨の回答を得ております。加えて新たに納入業者を見つけることも困難と考えます。また、有機野菜は比較的高価となります。児童生徒の保護者をはじめとする給食費負担者から徴収する学校給食費という限られた予算の中で、安心安全で栄養ある学校給食を安定的に提供するためには、安心安全な食材でその費用の合計を標準単価に収める必要がありますので、現段階におきましては、有機野菜を学校給食の食材に取り入れることは考えておりません。なお、有機野菜を学校に取り入れた場合、加算が想定される予算の算定につきましては、野菜の品目ごと、または必要数量で大きな違いが出てまいりますので、算定は不可能でございます。仮に1.5倍の費用がかかるとすれば標準価格を超えてまいりますので、やはり有機野菜を学校給食の食材とすることは無理があると考えます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。先ほど教育長からの答弁がありました新図書館整備検討委員会。これは昨日の同僚議員からの質問もありましたので簡潔にいきたいと思いますけれども、今16回の検討委員会がされて、さまざまパブコメの開催や多くの意見を町民からも拝聴されたというところでもあります。これはこの検討整備委員会ということですので、整備検討というところなのですが、この検討委員会は図書館の完成までなのか、それとも図書館のオープンがされた後もされるのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今現在のところ、建物ができるまでオープンするまでとかいう、どこまでという明確な考えは持っておりません。図書館が開館するに当たり必要なときに必要な会を開きたいと思っておりますので、どこが最後ですという部分については今のところ明言はちょっと難しいかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

伊万里市民図書館からの話では、設計段階からそしてまた図書館開館後まで約30年間を、この図書館のその団体、ボランティア団体、図書館づくりを進める団体と共に歩んで、そして市民から愛されて活動をしてきたということをお伺いいたしました。やはりそういった名前は整備検討委員会ですけども、これもまた変わっていくとは思いますが、そのようにやっぱり重要な役割を果たすと思うんですね。そのボランティア団体、委員会の役割、その辺り重要なこの新図書館の開館の進展とともにその役割もまた重要となってきますけれども、その辺り、やはりしっかりと慎重に情報を共有していただきたいと思いますが、名前は変わったとしてもその辺りいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

新図書館整備検討委員会、こちらはあくまでも新図書館ができるまでとある程度思っておりますが、今現在長与町図書館の方を中心とした図書館協議会というものがございまして。その中で図書館職員、一般の人、ボランティア団体、学識経験者等々集まって、今現在の図書館を協議会という形で話をしている団体があります。そちらの方を引き続き図書館の管理運営等を含めた形での協議する場を設けている、残していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、本当にそういった方たちのやっぱり図書館を、これから進んで町民とともに歩いていく、大きく長与町のために推進していくためには重要な役割ですので、その辺りは今後も共に活動をしていただきたいなと思います。次に行きます。読書バリアフリー法であります。先ほど教育長が言われましたように、読書環境が整備されず自由に読書ができない人たちがいるというところで、本町は、先ほど回答で大活字本、そしてまた展示図書、布絵本、音声での拡大導入というところで、今後また検討導入をされるというところでありましたが、視覚障害者にとってもヘッドホンで聞ける装置なども必要かと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

ヘッドホンで聞けるかというのは、まだちょっと確認しておりませんが、音声を読み取る機械、こういった形では存在しますので、そういった形で視覚障害者の方も利用できる環境は整っていると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

新図書館におきましても今後視覚障害者の方に欠かせないものとして拡大読書器というのがありますので、これは読書学習、文章を見るのにモニターを画面を大きくして拡大したり、裏の背景を変化させたりする装置なんですけど、これは今後先ほど言われました拡大音声導入というところで、同じものというふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

同じものとして考えてもらって構いません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

これは国からの補助金というのは、見通しはどうなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今回導入を考えておりますDAISYとしての考え方で答えたいと思います。これに直接の補助金が付くとか、いろいろ考えというのはありませんが、図書館全体での



備品の一つとして考えておりますので、そちらの方での有利な起債、こういった形で利用が可能かと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

これは、拡大読書器は個人が導入する分には、国からの補助金がありますので、今後1台導入するのか、2台導入するのか、そこら辺の方は検討はいかがなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まだ台数については、導入するという方向で考えておりますが、台数は検討中ということになります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。快適な、視覚障害者、聴覚障害者、皆さん本当に快適な状況で読書ができるような形で今後進んでいただきたいと思います。それから誘導の体制と整備でございます。これは駐車場から玄関入口までは点字などがあると思うんですね。しかし、館内から受付や本棚までの誘導というのは、どのように考えをされてるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

整備の分になりますので私どもがお願いしてる部分とか、そういった部分という形でお聞きいただきたいと思っております。基本的には先ほど答弁もありましたバリアフリー法ですね。それと建築物移動円滑化基準チェックリストというものがあります。こういった各種法律、そういった部分に即した形での案内、そして、できることであれば点字とか、文字が浮き出るような形のものとか、さまざまな方法があろうかと思っておりますけど、今ここでどこまでするというものは、まだちょっと決めてない部分がありますが、やはり少しでも多くの方に来ていただきたいと思っておりますので、できる範囲でやっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

弱視の方はやっぱりその図書館の中に入っても明る過ぎたり、壁とか床とかがなかなかこうはっきりと的確に分からない、見えないというところでありますので、その辺り

床とか壁の色のコントラストをしっかりと明確にした分かりやすい館内というふうに誘導をしていくということも必要だと思いますし、また、受付の方がそういった例えば困ってらっしゃる方たちに対しても、声かけをしっかりとしていくということが重要なというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今そのバリアフリー法関係につきましても設計士の方と協議をさせていただいておりました、点字ブロックにするのか、もしくは音声案内にするのか、もしくはその人海戦術にするのか、どういった方法でやった方が一番長与町にとって、長与町の住民にとっていいのかっていうところを協議をさせていただいている段階で、まだこの方法でやろうということまで決定はしておりませんが、ユニバーサルデザイン等も含めまして検討をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。例えば視覚障害者の方たちというのが、この図書館自体が災害時の拠点場所ともなっておりますので、実際図書館の中に入ってしまったら非常時のときの体制というか、分かんないわけですね。その辺り例えばサイレンの設置とか、聴覚障害者のためにはフラッシュライトをたくさん、緊急時に知らせる体制整備というのはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今ご質問のありましたフラッシュライト、これについては導入する方法で検討をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

前向きな答弁でしたので、その辺りはしっかりと設置をしていただきたいなというふうに思っております。

それでは3点目に参ります。図書館の開館時間、祝日などの開館体制でございますが、新図書館になりましてもやはり土曜、日曜、祝日などはかなりの多くの来場者が来られるというふうに推測をいたしますが、職員体制や時間について今後住民サービスはどのように提供していくのか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

開館時間等の話になろうかと思えます。そこは先ほど教育長答弁でもありましたとおり検討中ございまして、開館時間、開館の曜日、時間、体制、こういった部分は引き続き協議を進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、図書館が閉館したとしても、その後学生とか受験生とか職場帰りの方たちというのは、やはり勉強もしたい方もいらっしゃると思いますので、そこら辺りはやっぱりこの時間の閉館後もできるような形で、やっぱり開館をしなければいけないというふうに思っていますが、開放の場を設けるという時間帯としては、どのような形、今後は検討されると思うんですがその辺りは検討の中に入ってるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

図書館閉館後も1階の交流スペースにつきましては、長めの設定で時間設定をしたいと今考えております。ですから図書館が閉館後もこちらの方で勉強とか何かいろんな趣味のこととか、いろんなことで活用していただければと考えているところです。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

多くの皆さま方に時間帯を共有できるような形で1階の方のスペースを共有できるようにされるということでしたので、その辺りは今後しっかりと開館を行っていただきたいというふうに思っております。

それから4点目です。新図書館との学校図書館の公共施設のネットワークでございまして、これは今新図書館とか学校図書館とは年3回の貸し出しもいろんなイベントをしたり、要望があればお答えしているということでありました。現在図書館の本館の本を有人公民館などに公共施設として、公共施設の連携、ネットワーク化し地域で貸し出しやリクエストできる体制というのは、今後どのような形で考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちら先ほどの教育長答弁と重なる部分があるかと思いますが、今後はやはり公民館、学校、いろんな公共施設と連携を持って、新しい図書館としてネットワークを持

ってやっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

ネットワークを組まれるということですが、そこにまたやはり人件費なども加わってくると思うんですね。そしてまた専門家なども意見をいろいろ聞いたりしなければいけないと思いますが、電子申請を活用し簡単にするとか、その辺りはお考えはどのくらいの見通しがあるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

貸し出しの仕方とかそういった部分というのはまだ決まっておられませんし、言われました電子機器等、どういった形での、一応向こうでもタグ、I Cタグ、バーコードでの貸し出しという形での新図書館考えております。どちらになるか分かりませんが。そういったものが利用できるのか、利用できないタイプになるのか、その辺はまだ検討中でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、図書館とか公共施設によってはそれぞれ環境、施設いろいろ違いますので、その辺りはもう勘案しながら行っていただきたいと思います。伊万里図書館では、公民館図書室とのネットワーク化して2台の自動車図書館の活用をされております。24コースで76ステーションも巡回されてるって、その図書館は全体で4分の1の貸し出しをされているということでありましたけど、このような形で行っていくというような形態はないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今の自動車文庫を利用するという形での話だと思います。運ぶ方法ですね、こちらもやはりまだ検討中という形になろうかと思えます。確かに自動車文庫を利用するのはいいかと思いますが、長与町の自動車文庫自体が書籍を多く運ぶような形になってない、あくまでも見せるためのどういった本が並んでるよっていう状況でありますので、その辺も検討の材料の一つだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そのような今はちょっと形態が違いますので、そのようなことも視野に入れて検討を行っていただきたいと思っております。それから5番目です。学校図書館の司書の1校1人配置でございます。これは今後段階的に2校に図書館の校務員を移行して、1人体制で移行していくというところでありましたけれども、これはこれまでの給食の事務ですよね。それが給食会計補助業務というものがなくなったというところで削減されるということですが、段階的ということとは、今後移行後、それぞれ1人減らすのだけではなくって、今後段階的にちょっと減らしていくということになるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在8名の図書校務員がおりますので、段階的に新図書館の開館に合わせて段階的に削減していくような形になっていきます。しかし8名の現在の図書校務員に、全て司書の仕事に専念できるような形にしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

図書の仕事に専念をする。これは重大なことですね、子どもたちにとっても町民にとっても。しかし今後給食会計補助業務が減らされたとしても、膨大な蔵書点検の作業があると思うんですね。それから2校を兼任するということは、やっぱりその分2倍かかるというところで。来年度から市の本屋が行っていた背表紙シールとか同種シール、それからコードシールなどは今度行わなくなって、来年度からは自校でしなければいけないというところで膨大な作業が追われて、子どもたちのための仕事ができなくなるんじゃないかという心配を懸念をされていますが、その辺りはどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

蔵書点検等につきましては、夏季休業中を利用して図書校務員が集まって、その一つ一つの学校の点検等を行っておりますので、1人で全てを背負うということはありません。また、図書のコーティングであるとか、シールの貼付であるとか、そういった面につきましては、各学校に保護者を中心とした図書ボランティアの方々もおりますので、そういった皆様のご協力を得ながら子どもたちの読書活動に影響が出ないようにしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

影響が出ないようにしっかりとこの体制を整えていただきたいというふうに思いますが、保護者の方から一つ言われているのが、ちょっと私のところに来たんですが、図書室の先生が膨大な図書の管理と子どもたちの居場所づくりを尽力されていますと。そして四季折々掲示板を変えたり、卒業に向けての図書を選択して読み聞かせなどもして充実していると。それで子ども的人格形成に大きな影響がある存在だと思います。町の財源確保のためにやはり図書館人員を削減するのはいかなるものでしょうかという、私のところに問い合わせが来ましたので、この辺りしっかりやっぱり保護者の方も心配をされているというところです。時津町では1人、1校に1人専任、そしてまた時津東小学校では20年前から1校に2人の専任の学校図書司書が付いていると、成果を上げているというところですが、再度その辺りはいかなるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

これまで図書校務員さんたちのおかげで図書館の掲示物であるとか、四季折々の掲示物が整っているのは事実でございます。しかし、そこには図書校務員だけ1人に頼るのではなく、児童生徒の協力であるとか、学校に配置されております司書の資格を持つ司書教諭であるとか、そういった多くの協力があるのもです。また、図書ボランティアの協力もあっているのもですので、そこについては多くの方々のご協力を得ながらしていきたいと考えております。また、時津町の例をお示ししていただきましたが、県内の多くの市町については、2校兼務というのが大体スタンダードな状況かなと考えておりますので、本町も1名の学校司書で2校を兼務という形をとっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そのあたりちょっと変わらないところであると思うんですが、学校図書館司書というのは本の収集、提供、ゲストティーチャーなどの授業の関わる学習支援も行っておりますので、その辺りは子どもたちに不足がないように体制を整えていただきたいと思えます。6番行きます。新図書館と学校の図書館の意義というところでありました。学校図書館法によりまして順守して行われているというところですが、ミライon図書館の館長から2、3日前に講話をお聞きしたんですが、やっぱりこの図書館というのは、今の低学年なども問題行動を起こす人が多いので、やっぱりその図書館っていう意義っていうのが親子のコミュニケーションの不足を補える。そしてまた子どもの学校や家庭で居場所がない子どもたちが図書館で居場所づくりをする。そしてまた自分を理解してくれないという自己否定の子どもたちにも、こうやって図書館の役割、重要な役割があると思うんですね。その辺りそういった図書館司書という、待遇といたしましては、そういった

役割、配置転換を今後行っていくというところでありましたけれども、やっぱりその辺りが重要な図書館司書、新図書館に関しましても役割があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員に申し上げます。質問の趣旨をもう少し簡明にお願いできますでしょうか。再度お願いいたします。

○9番（安部都議員）

このような居場所づくり、意義ですよね。そういったところで待遇、図書館の方々の、何ていうかな、今度配置転換をされるというところですけども不足がないのか、その辺りはいかがでしょうか。子どもたちにとってやっぱり居場所づくりとなる図書館ですので、そういった子どもたちにとっての図書館の在り方についていうことを再度お聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

新図書館での話という形でお答えしたいと思っております。学校等でも図書室で子どもたちが居場所として使っている分を新図書館にもどこか造れないかという部分だと思えますけど、図書館自体がもうそういった機能を持っていると思いますので、新図書館にそういった子どもたちが来ていただくことは、悪いことでないというあれじゃないですけど、そういった形で図書館も、新図書館も利用していただければと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。しっかり長与町図書館が育み、学び、発展の場となるようにその辺りを勘案してやっていただきたいと思えます。それから学校給食の全額無償化と無農薬になりますが、先ほど言いましたように雲仙市の金澤市長が保護者の経済的負担を軽減して、安心して子育てできる環境づくりを示すためにこのような学校給食の無償化をされるということでした。やはりこの財源といたしまして、雲仙市というのは、ほとんど本町と人数的にもあまり変わらない所ありますので、移住や定住にもつなげる子育て支援として、諫早市、雲仙市が4月から無償化を行うというところでもあります。この辺りふるさと納税の1億6,000万円、雲仙市は1億6,400万円というところの事業費なんですけど、本町は2億5,500万円、その辺りの違いというのは何かあるんでしょうか。その2億5,500万円というところは食材費のみというところで、こういった根拠があるのか、ちょっとそこのところを教えていただければ。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

予算の違いにつきましては、給食の喫食者数のまず違いが一つです。また、設定しております1食当たりの単価、標準単価が幾らであるかで変わってきます。また給食の提供回数、ですから単価、回数、そして人数、これで変わってきます。本町の場合2億550万円という形になっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

許可納入業者が2カ所あるというところではありますが、今年の4月からまた値上げがされる予定であるということをお聞きしましたが、その辺りそこのところでまた食材費が高くなるというところではよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本年4月より、給食費の値上げをお願いをしているところでございます。昨年度までは245円、1食当たりの単価、小学校の場合ですね。中学校の場合が302円で提供しておりました。令和5年度、そして令和4年度の後半期から令和5年度にかけては、これにコロナ交付金の補助をいただいております、実際は小学校は265円、中学校は322円という単価で給食の献立を作っておりましたが、学校給食法で定められている学校給食摂取基準、栄養価ですね。栄養価が満たされない献立も幾つか見られたと、その単価に収めるためにですね。それではよろしくないという形で、栄養価がきちんと保障された単価にするためには、やはり30円程度の値上げが必要ではないかということで、今回単価を小学校275円、中学校332円とさせていただいたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

やはり保護者負担がかなり増えるんじゃないかなというふうに懸念をしています。やはり雲仙市みたいにこうやって学校給食の無償化、同じ向こうも3,000人、こちらも3,700食というところで、ふるさと納税なんかを、寄付金を充てるとか、歳出をまた見直して確保するとかその辺りのちょっと努力化というのは、いかが考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教育委員会としましては、現段階では給食の無償化は考えておりません。この給食無



償化だけにお金を使うと他の住民サービスが滞るのではないかと考えております。家庭、保護者、子育て世帯への支援は給食以外のところでも本町全体で取り組んでいるところがございますので、給食の無償化だけが子育て世帯への支援ではないのではないかと考えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

今後国の方もこの学校の関連、無償化とかそういったものについては、さまざまな検討をされてると思いますので、財政が先ほど答弁でも財政が図られたら考えていくというところではありますが、その辺りは保護者の負担がないように、検討をしていただきたいなと思います。それから、無農薬有機農業の講師を招いて体験づくりしたらいかがかなというところで提案をさせていただきました。ここは長与ツーリズムの推進協議会の農家さんを、長与町の無農薬農家さんを訪ねました。大体南島原市もそうだったんですが、タマネギ、ジャガイモというのが害虫がつきにくい、非常に育てやすい、無農薬でも育てやすいとおっしゃっていました。そのあたり専門家を呼んで本町でも体験づくりをさせていただくというような形で、この有機栽培ワークショップを再度提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

町長答弁にもございましたが、生産者が有機農業にどれだけ興味があるか等の情報収集も行いながら、関係機関等と連携して取り組みを進めたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

やはりこのアレルギー体質の子どもたちにも大変無農薬野菜で育てられた食材というのは、健康を維持するためには、そういった食から健康を体質を変えていくってということが大切ですので、そのあたりそうやってJAとかいろんな方の協力を得ていただきたいと思いますが、今年についての検討というのはどのように考えてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほどの教育長答弁にもありましたように、有機野菜につきましては比較的高価でございますし、今取り扱っております生鮮野菜につきましては、本町が認可しております納入業者から大変安心安全で栄養たっぷりの生鮮野菜を納入いただいておりますので、現在、有機野菜を取り入れる考えはございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、やはりちょっと大変だと思うんですね。有機野菜というのを栽培をするというのは大変だと思いますけれども、町民にとっても健康づくりのためにも、子どもたちにとっても体、健康づくりのためにもいいと思いますが、これを有機農家を例えばホームページや広報、そういったところで町民内外から有機農業の専門家を呼ぶというのはやっぱり大事だとも思いますけど、まずはその土壌づくり、土壌づくりを行っていきっていくことを今年、また令和6年度南島原市もされるんですが、その辺りホームページでの広報とか、提供を呼びかけたらいかががかなと思います、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

有機農業につきましては生産者がどのように考えて生産に取り組むかというところもございますので、ホームページで急に情報、畑の提供を呼びかけるということは考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、やはりこういったことを一つ一つ行っていくというのは重要なことじゃないかなというふうに思っておりますので、やっぱり体づくりは大切ですので。無農薬、有機栽培、そしてまた、そういったしたいという方もいらっしゃると思うんですね、呼びかけたらですね。その辺りはちょっと協力をしながら、農家さんと協力しながら協議をしていていただきたいなというふうに思っております。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時45分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、藤田明美議員の①耕作放棄地について、②オーガニックビレッジ宣言への取り組みについて、③2025年太陽フレア問題についての質問を同時に許します。

2番、藤田明美議員。

○2番（藤田明美議員）

皆さんこんにちは。藤田明美です。一般質問をさせていただきます。①耕作放棄地に

ついて。全国的に農業従事者の高齢化と後継者不足により廃業に伴う耕作放棄地が増えています。耕作放棄地の増加は、食料自給率低下、周辺環境や景観などに悪影響を及ぼしてしまいます。そこで本町の耕作放棄地の現状や今後の活用法について、以下の質問をいたします。（１）３年以上耕作放棄地になっている土地はどれくらいあるのでしょうか。（２）耕作放棄地をふれあい農園として貸し出せないでしょうか。また、本町以外の長崎県民に貸し出すことはできませんでしょうか。（３）現在ふれあい農園の待機者はどれくらいいらっしゃいますか。（４）３年以上耕作放棄地になっている所で、新規就農者を募集し有機栽培オリーブを栽培してはいかがでしょうか。

②オーガニックビレッジ宣言への取り組みについて。農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、オーガニックビレッジの創出に取り組んでいます。そして、オーガニックビレッジを２０２５年までに１００市町村、２０３０年までに２００市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進しています。オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを進める市町村のことを言います。本町が有機農業が盛んな町になれば、地産地消で健康寿命が伸び幸福度も高くなると考えます。本町では２０３０年までにオーガニックビレッジ宣言をすることは難しく、もっと長い年月がかかるだろうと思いますが、取り組んでいく考えはあるか質問いたします。

③２０２５年太陽フレア問題について。総務省は、２０２２年に太陽フレア発生時の被害想定と対策をまとめた報告書案を発表しました。その「最悪のシナリオ」では、地球上の磁気が乱れることで約２週間ほど大規模停電や通信障害が起きる恐れがあると報告しています。そのような事態になった時、本町でどのような被害が起きるのか、また町民にどのような影響が出るのかをシミュレーションし、それに対する対策をどのように準備しているのかを質問します。以上、よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、藤田議員のご質問にお答えいたします。１番目１点目でございます。大きくくりの耕作放棄地についてのお尋ねでございまして、３年以上耕作放棄地になっている土地についてのご質問でございました。農業委員会の農地判断によりますと、３年以上耕作をされていない農地といたしましては、令和６年１月末時点で２０９ヘクタールでございます。耕作放棄地につきましては、農地中間管理機構による貸借の促進や、分類に応じて農地の再生に係る費用を助成する耕作放棄地再生事業補助金により支援を行っておりますので、引き続き周知に努めてまいりたいと思っております。２点目の耕作放棄地のふれあい農園化、町外者への貸し出しについてのお尋ねでございます。本町では、自然に親しみ、健康で楽しく生きがいのある生活に寄与することを目的といたしまして、町内に６カ所、２９８区画のふれあい農園を運営しておりまして、多くの町民

の方々にご利用いただいております。議員ご質問の耕作放棄地を利用したふれあい農園につきましては、道路との接続、駐車場、水源の確保などの条件が合いましたら、ふれあい農園として活用が可能であると考えておりますので、今後は利用者の需要等も勘案して研究してまいりたいと考えております。ふれあい農園の貸し出しにつきましては、町の財源を充当して整備しているため、現在は町内在住の方に限定してお貸ししております。今後は農地の利用状況も勘案しながら、町外の方へ貸し出しを行うことも検討していきたいと思っております。3点目のふれあい農園の待機者についてのご質問でございます。本町のふれあい農園6カ所、298区画のうち、令和6年1月末時点での利用は275区画、待機者が2名いらっしゃるところでございます。待機の理由といたしましては、全体では空き区画がありますが特定の農園を希望されて待機されている状況でございます。この方々につきましては、その農園での空き区画が発生しましたら町よりご案内する予定としております。4点目の耕作放棄地での新規就農募集、有機オリーブ栽培についてのご質問でございます。新規就農者につきましては、本町も国の補助制度を活用した支援を行っておりまして、令和5年度につきましても準備資金や経営開始資金を活用いたしまして、就農の準備、営農を開始されている方が2名いらっしゃるところでございます。また新規就農者の農地につきましても、中間管理機構を通じた貸借等を案内し、就農準備期間に農地を確保するよう支援を行っております。今後も耕作放棄地を含めた貸借希望農地を紹介するなど、就農支援に努めてまいるところでございます。オリーブにつきましては、町の新しい特産品として平成21年度に長与町オリーブ振興協議会を設立しておりまして、オリーブの栽培、オリーブオイルの搾油など取り組みを行っているところでございます。有機オリーブ栽培につきましては、収量や採算性など、また町民のニーズなど幅広い議論が必要であると考えますので、生産者や関係機関と情報交換を行ってまいりたいと思っております。

大きな2番目のオーガニックビレッジ宣言への取り組みについてのご質問でございます。オーガニックビレッジにつきましては、議員ご質問のとおり、またご案内のとおり、令和3年5月に農林水産省が策定いたしました、みどりの食料システム戦略の中のみどりの食料システム戦略推進交付金事業のメニューの一つである「有機農業産地づくり推進」の中で、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを進める市町村とされていると理解しているところでございます。オーガニックビレッジになるためには、有機農業産地づくり推進事業におきまして有機農業実施計画の検討を行うとともに、事業開始年度の翌年度4月までに有機農業実施計画を提出し、オーガニックビレッジ宣言を行うことが必要でございますが、議員ご質問のとおりこの宣言に至るまでには、幅広い合意形成と試行的取り組みの実施が必要となってくるわけでございます。有機農業の推進に関する法律の中の基本理念におきましては、有機農業の推進は、農業者その他関係者の自主性を尊重しつつ行われなければならないとされておりますので、町といたしましては国や県などの有

機農業に関する動向を踏まえ、農業者や関係団体の意向を伺い、連携を取りながら有機農業の推進に努めてまいりたいと考えております。

3番目の大きなくくりでございます、2025年太陽フレア問題についてのご質問でございました。大規模な太陽フレアが発生した場合は、都市機能の停止や情報難民の発生など被害が想定されておりますが、今のところ国や県から詳細な情報については届いていないのが現状でございます。本町といたしましては、国の今後の動きを注視するとともに、太陽フレアが発生した場合は国からの情報を速やかに発信することで、被害を最小限に抑えていきたいと考えておるところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

それでは再質問に入らせていただきます。①耕作放棄地についての（1）3年以上耕作放棄地になっている土地はどれくらいあるのかという質問に対し、209ヘクタールというご回答いただきましたが、その土地の広さが少し想像しづらいので教えていただきたいのですが、それは本町の何%ほどの土地の広さになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

耕作放棄地の面積209ヘクタールにつきましては、本町の面積がヘクタールで言いますと2,873ヘクタールとなっております。割合としましては本町の面積に対する耕作放棄地の面積は約7%となっております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

分かりました。ではその7%の耕作放棄地のうち、車が入れないなどいづれ山に返っていくような土地もあるかと思いますが、その7%の耕作放棄地のうち、また畑として再利用しやすいのはどれぐらいの広さでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

耕作放棄地の中にも荒廃の具合によって分類されておまして、ふれあい農園として貸し出せる検討というところではないんですけれども、今おっしゃられた畑としてまた再利用しやすい土地といたしますと、畑として今現在利用されてませんが、保管理をされているという土地が約9ヘクタール、トラクターなどで耕起すればすぐに利用可能という分類の農地が14ヘクタール、合わせて畑として利用しやすい土地というのが2

3ヘクタールとなっております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

分かりました。それでは2番ですね、耕作放棄地をふれあい農園として貸し出せないか、また本町以外の長崎県民に貸し出すことはできないかという質問に対して、本町以外の人への貸し出しは今後検討していただけるということで、ふれあい農園としての貸し出しも研究していただくというご回答でしたが、先週、今回の一般質問のために長与町での耕作放棄地を活用している下岡農場の方を見学させていただきました。そちらで年に4回ほど農業体験を募ってされているということだったんですけれども、そちらへは本町以外の参加者の方も多いうふうに向いました。それは畑の作業をやってみたいというニーズがあることにもつながるかなと思うんですけれども、自分で野菜を育てたいけれども畑や土地を持たない方もいらっしゃると思います。それで、そういった方に今後は町外の方も貸し出しを検討していただけるということで、ありがとうございます。そして、畑を作るということなんですけれども、それぞれの家庭で畑を持つということで、エコビレッジビルダーの山納銀之輔という方がいらっしゃるんですけれども、エコビレッジというのは自給自足の村ということで、それを国内外で作られている方が山納さんなんですが、その方が2メートル掛ける5メートルの畑で家族4人分の1年分の野菜を育てることができるというふうに言われています。なので、ぜひ今後そういうふうに分で野菜を育てたい、また自分で農薬を使わない、化学肥料を使わない安心安全な野菜を作りたいというニーズも高まってきているように思いますので、ぜひ研究、検討していただいて実現していただきたいと思います。それで今後ですね、ふれあい農園にするためには駐車場や水源の確保というのが必要になりますが、今23ヘクタール畑に採用しやすい耕作放棄地があるということでしたけれども、そこを整備するお考えはございますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今、長与町のふれあい農園の利用状況としましては町内に6カ所ございまして、区画数が298区画、1月末現在の契約数が275区画ということで町長答弁にもございました。空き区画の募集等も今後かけていくところではあるんですけれども、今現在では需要と供給のバランス的にふれあい農園を増やしていこうという考えはもっておりません。ただ農業の施策におきましては、地域計画という町内を12に分けた各地域で今後農地として残していく土地だとか、その土地を10年後に誰が耕作するかという地図を作成する取り組みを進めておりますので、その中でも他の方にも貸したいというような土地の把握等も行いながら、耕作放棄地対策というのを進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

分かりました。私も長与町へUターンしてきて3年目になりますが、引っ越してきてすぐに子どもの食育の目的の一つとして、すぐにふれあい農園を借りようと思って申し込みをしました。その時にもすごく役場の方の対応が親切で、長与町は優しい町なんだなというふうに感じたのを覚えています。それから、しばらく待機をすることになったのですが借りることができました。それが2年半ほど前になるかと思うんですけど、その時に借りられたのはよかったんですけど、植えたいと思った苗がちょっと時期がずれていてうまく育てることができなかつたので、今は待機の方がいらっしゃるけれども特定の場所を希望ということでしたが、潜在的に借りたいけど長与町のふれあい農園はすごく人気があって借りられないというふうに思っている方もいらっしゃるかと思います。私も実際そうでしたし、長崎市の方から長与町民じゃないと借りられないのと聞かれることもあります。それで今はまだ、ふれあい農園に整備することは前向きに検討していただくということよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今のところふれあい農園の数としては足りている状況ではないかと考えていますので、すぐに耕作放棄地をふれあい農園として広げていこうという考えは持っておりません。ただ今後そういう農園の待機者が多くなるとか、そういう需要と供給を考えて研究していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

ぜひ前向きにご検討よろしくお願いたします。それでは（4）の質問です。3年以上耕作放棄地になっている所で、新規就農者を募集し有機オリーブを栽培してはどうかということですが、私とその3年以上ということにこだわる理由として、3年間化学農薬、化学肥料を使っていないということで有機栽培の畑にする条件をクリアしていると思います。実際、長与町でオリーブの栽培をされて成功していらっしゃる方もいますが、この質問を出した後にいろいろ調べましたら、やはり土地が合っていないのか枯れてしまう木も多いというふうに、オリーブ栽培も難しいということを知りました。なので、オリーブ栽培と限定するのは難しいとしても、有機栽培農業を希望する新規就農者や、現在慣行農家だけでも希望する農家に対しての転換地として使用していただくことはできませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

耕作放棄地につきましては町長の答弁にもございましたけども、耕作放棄地再生事業補助金ということで新たに耕作を始めていただく、耕作放棄地を新たに畑に戻していただくような方には、補助金を出して耕作放棄地を畑化しようということで、町の方も取り組みを進めております。これにつきましては新規就農者とか転換者とか、そういうことは限定をしておりますので、そのようにして今のところ進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

分かりました。それでは、②のオーガニックビレッジ宣言への取り組みについてです。こちら今回の質問に当たり、オーガニックビレッジ宣言をしている南島原市の方へ視察に行きました。そちらで伺って思ったことは、繰り返しになりますけれども、南島原市の方は1970年頃からそういった農薬や化学肥料を使わずに農業を始められる方が増えてきて、それでオーガニックビレッジ宣言へつながったということで、その間約50年ほどかかっているのに、長与を今からってということになればすごく時間がかかることだということも思いますし、町長の答弁の中でもそれは認識いたしました。ただ、私が感じているのが、昨今の物価高騰によりスーパーの普通の慣行農家が作られてる野菜と、あとそれからオーガニックだったり無農薬だったりの野菜の価格差っていうのは、実際私はなるべくそういったオーガニックのものを購入するようにしてるんですけども、そういった価格差が縮まってきたなというふうに感じております。それでJASのオーガニック認証を取得するのにもお金が結構かかることであるので、それは農家の負担にもなるなというふうにも感じました。そうではなくても、ウクライナ情勢や今後起きるかもしれない世界情勢の中で、肥料や燃料などの高騰も心配されるかと思っておりますので、持続可能なそういった化学肥料とかに頼らない、自然農法だったりとか無農薬野菜だったりとかそういう持続可能な農業の推進に対して、長与町はどういうふうにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

持続可能な農業につきましては、国の方でも有機農業の推進に関する法律というのができてございまして、町の方でもその法律にのっとったことで施策等を進めていかなければいけないと考えております。で、昨今の取り組みの中でも、肥料価格の高騰対策事業というのを昨年度から今年度にかけて国の方の支援を受けながら行っておりますけれども、その中でも化学肥料の低減、2割低減に向けた取り組みを行ってる農家を対象に



支援を行っていたり、各農業者の方に対してもそのような国の方針等もお伝えしながら補助等を進めているというふうなところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

分かりました。本当肥料を使わなくても、私もこの冬はダイコンとかカブとか、肥料というか農薬とか使わなくてもおいしい野菜が買うことなく食べることが、ダイコン、カブに限ってはできましたので、ぜひそういったことが広まっていけばいいなというふうに考えております。

では③の2025年太陽フレア問題についての質問です。今は国や県から何も下りてきていないということでしたけれども、去年からですかね、その前からだと思いますけれどもニュースなどを見て不安を感じていらっしゃる町民の方もいらっしゃいます。本町独自で注意喚起の考えはないか伺いたします。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

太陽フレアにつきましては、今現在国や県の方から詳細な情報が来ておりませんので、特に対策というのは今考えておりません。実際、そういった例えば予報とか、ピンポイントで、どこでどういった災害が起こるってことが分かれば対策の取りようもあるかと思えますけれども、今のところ想定していないのが実情でございます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

2025年の太陽フレア問題については、長与町ではなく世界的に問題があることで、各国対策をもう10年以上前から取っています。それで日本でも総務省が2022年4月26日最悪のシナリオということで報告書をまとめているわけですが、それで今はまだ長与町ではその考えはないということでしたが、例えば東京の江戸川区ではホームページにて太陽フレア災害対策についてということで、太陽フレアというのはどういうものですよということと、時期に関しては2025年の7月頃であるということ、その対策については総務省の先ほどの最悪のシナリオが載っていますページのリンクを貼っています。長与町でもこのようにホームページや広報紙などで注意喚起するお考えはないか、再度伺いたします。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

詳細な情報が来ておりませんので、どこまで周知できるか分かりませんが、必

要な情報があれば周知の方をしまいたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○2番（藤田明美議員）

町民の方に安心していただくためにも、長与町がそういうふうに町民のためを思っているの注意喚起をしているということを感じていただくためにも、大事なことではないかと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。そしてこの問題については実際に確率としては数%ということ、実際大したことは起きないかもしれませんが、でもその数%の確率で実際に被害、災害など起きた時、電化製品も使えない、通信システムも途絶えてしまっているという中ではやはり個人それぞれの備えが必要かと思っております。あとはまた自治会ですね、自治会の中のまたその自治会ごとの連携だったりとかも必要になってくるかと思っておりますので、そういったことも併せてホームページや広報紙の方で注意喚起していただければと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで藤田明美議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時55分まで休憩いたします。

（休憩 13時45分～13時55分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、中村美穂議員の①自治会の運営について、②通学路の安全対策についての質問を同時に許します。

8番、中村美穂議員。

○8番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。最後の質問となりましたので、あとしばらくお付き合いくださいませ。それでは早速質問に入らせていただきます。まず、①自治会の運営について。自治会は同じ地域に住む住民同士が加入して、防災防火活動や環境の整備、地域行事の参加や文化活動、行政機関への要望などお互いが暮らしやすいまちづくりのために組織されています。本町には52の自治会があり、町からは自治会長に対し、広報、文書の配布に関する事、各種調査および収集に関する事、各種行事などへの協力等に関する事、住民に対する周知事項の伝達に関する事の事務を委嘱されています。多くの住民が自治会に加入し地域のつながりを持って生活をしていくことが望ましいと考えますが、毎年11月に自治会加入促進の会議や、これは年間ですけれども、取り組みを行っていても自治会加入世帯は減少しています。特に自治会に加入していた世帯が退会していく数が増えていると感じています。その理由には高齢者や現役世代の班長になることへの負担、加入していなくても生活していく上で支障がないことなどがあるようです。自治会の必要性は理解していてもやむなく退会される世帯もあるのが現状です。そこで

このような状況を踏まえて、自治会の運営に対する町の考えをお伺いします。（１）現在の自治会加入世帯の数と推移についてお伺いします。（２）自治会運営上の相談や対策についてお伺いします。（３）自治会配布物の回数や内容の見直しについてお伺いします。（４）ごみステーションに出された違反ごみへの対応についてお伺いします。（５）今後の自治会への対応についてお伺いします。

②通学路の安全対策について。各世帯のマイカー保有台数が増えていることも原因の一つかもしれませんが、朝夕の通勤通学時間帯の交通量が年々増えているように感じます。通学路として子どもたちが通る道路も危険な場所が多くあります。そこで県道の吉無田交差点の安全対策についてお伺いします。（１）横断歩道の安全対策についてお伺いします。（２）横断歩道待機時の子どもを守る対策についてお伺いします。以上、よろしくお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、中村議員の質問にお答えをさせていただきます。大きなくくりの自治会の運営についてということで、1点目が現在の自治会加入世帯の数と推移についてのお尋ねでございました。自治会加入世帯につきましては、令和5年4月1日現在で1万862世帯、加入率は63.6%となっております。また、令和2年度の加入世帯は1万1,417世帯で67.0%の加入率でございまして、近年の推移につきましては、年々減少傾向にあるのが現状でございます。2点目、自治会運営上の相談や対策についてのお尋ねでございます。自治会からの相談につきましては、随時窓口や電話等で受け付けておりまして、相談内容により所管している課へご案内をしているところでございます。また、今年度LINEを用いて長与町自治会長会公式アカウントの運用を開始し、相談受付体制の強化を行っております。今回の公式アカウントの活用により、登録いただきました自治会長から公式アカウント経由で多くのご相談や報告等を受けており、迅速でスムーズな対応が可能となって、写真などの画像を共有することで、より分かりやすくなったとのご意見を頂いているところでございます。3点目の自治会配布物の回数や内容の見直しについてのお尋ねでございます。自治会配布物の回数や内容の見直しにつきましては、以前からご要望を頂いておりまして検討を行ってまいりました。今年度は小学校区を単位とした自治会長情報交換会を町内5地区で開催し、その中でも自治会配布作業における役員や班長の負担につきまして、多くのご意見を頂きました。配布物の見直しにつきましては、町内52自治会の中でもさまざまな意見があることから、慎重に判断をする必要があると考えております。2月に開催しました自治会長会理事会におきまして、事務局から複数の提案をさせていただきご意見を頂きましたので、その意見を踏まえて見直しに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。また令和6年度より自治会の負担軽減策といたしまして、配布物を回覧へ変更するなど、配布物の減量化

に取り組んでまいりたいと思っております。続きまして4点目でございます。ごみステーションに出された違反ごみへの対応についてのお尋ねでございます。ルールを守らずごみステーションに出される、いわゆる違反ごみの対応につきましては、廃棄物対策の中におきましても長年の課題の一つとなっております。違反ごみの種類といたしましては、分別がされていないもの、収集日が違うもの、ごみステーションでは収集しないものなどがあり、そのような違反ごみにつきましては収集はせず、収集できなかった理由と日付を記入したシールを貼付してお知らせをし、持ち帰っていただき改めて適正に出していただくようお願いをしているところでございます。しかしながら持ち帰らずステーションに残されたままとなっているものもあり、そのような違反ごみにつきましては、おおむね1カ月をめぐりに回収を行っております。違反ごみに関するさまざまな苦情や相談は、年間を通して自治会長や地域住民から受けておりますが、現在行っている対策としましては、分別説明会の実施、各ステーション収集日のお知らせ看板の設置など、周知、啓発活動に重点的に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、効果的な対策の研究ならびに実施に努めてまいりたいと考えております。5番目、今後の自治会への対応についてというご質問でございます。今後の自治会への対応につきましては、引き続き相談体制の充実を図るとともに、きめの細かい支援を継続して行ってまいりたいと考えております。また自治会の負担軽減や活性化の取り組みにつながる施策につきましても、ご要望に応じながら提案を行ってまいります。自治会運営につきましては、今年度実施をした自治会長間の意見交換会をはじめとする自治会関係者による交流の場づくりを継続して実施することで、自治会運営における悩みや課題を共有し、改善策を共に考えてまいりたいと思っております。自治会活動の周知につきましては、自治会活動が地域でどのように役立っているかを具体的に伝えるため、YouTubeなどのSNSをはじめとする情報発信を積極的に行うことによりまして理解醸成を促進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして大きな2番目、通学路の安全対策についてということで、1点目が横断歩道の安全対策についてのご質問でございました。吉無田交差点の横断歩道につきましては、朝夕の通勤時間帯の交通量が非常に多く通学時間帯も重なることから、これまでもさまざまな安全対策を講じてきたところでございます。今後のさらなる対策といたしましては、通学時間における取り締まりなどの要望を警察に行い、連携して対策を講じるよう検討を行ってまいりたいと考えております。2点目が横断歩道待機時の子どもを守る対策についてのお尋ねでございます。横断歩道待機時の子どもを守る対策につきましては、令和元年度に他県で発生いたしました交差点における未就学児の事故を受け、全国的に未就学児移動経路の合同点検が実施され、本町でも各保育園区で警察、県、町、保育園関係者による合同点検が実施されたところでございます。また各小学校区におきましては、令和3年度に全国的に通学路合同点検が実施され、本町でも各小学校区で関係者による合同点検が実施されたところでございます。点検の結果、安全措置が必要と

判断された箇所につきましては、防護柵やラバーポールの設置、路側帯のカラー舗装等の対策工事を実施しているところでございます。ご質問の吉無田交差点につきましては、既に防護柵やラバーポール等が設置されていたため、合同点検時はさらなる安全措置が必要と認識されておらず現在に至っておるところでございます。今後、道路管理者である県や警察、教育委員会等と連携しながら通学路の安全性の向上のため、必要な対策に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

それでは再質問に入らせていただきます。私は今まで自治会に関する質問は自分が自治会の役員をしている関係性でありましてこなかった、実際にこなかったんですけども、近年いろんな自治会長からの声を聞いて、ここで一つ聞いたからといって何か改善されることはないかもしれませんが、今回は質問させていただこうと思って質問をさせていただきます。自治会加入世帯の数は減少している。これは先ほどの町長答弁でもお答えいただいたんですけども、しかし、この数年来、新しく結成された住宅地は加入率が高いのではないかと思うんですけども、新しく結成された自治会の加入率、今できたとかじゃなくて、この数年前新しいであろう団地の、どこと言わなくても結構ですけど、自治会加入率を教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

新しい自治会の加入率でございますけれども、令和5年4月1日現在で申し上げますと95.4%となっております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

95.4%、多分設立されたときは100%を目指すというか、ほぼ100%で始まったところもあるのかなと思うんですけども。その一方ですね、歴史のある結成されて長い自治会でも自治会加入率が非常に高いという所があるということも理解はしていますが、新しい自治会の加入率が高いことが全体の加入世帯の減少を緩やかにしているように感じます。また近年は2世帯、3世帯同居の家族もありますが、その場合自治会加入は1世帯となります。同居でも世帯分離をしていて、自治会加入率の算定上の分母が増えているのではないかと思います。住基上の同一世帯の場合の自治会加入率が分かればお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

令和5年4月分については算定の方を行っておりませんが、過去の数値を参考にいたしますと、おおむね9%程度上昇という結果になっておりますので、参考値となりますけれども、令和5年4月に換算をいたしますと、加入率は令和5年4月時点で72.6%程度になるのではないかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

それが実数なんじゃないかなと自分は思っているんですけども、その算定の数もこの数の公表というのは、恐らく自治会加入促進調査研究会とかでしか公表はされないのかもしれないんですけど、これを見ますと長崎市、時津町、長与町と載っておりまして、時津町のかっこ書きがこれと同じ、私が言っている数字かどうか分かりませんが、今の数字も合わせて住基上で同一世帯であると思われる数字というのも、一定出す必要もあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

加入率につきましては自治体によって算定方法が異なっておりますため、今年度の加入促進会議の方では公表しませんでしたけれども、いずれかの場面で情報提供の方はしていきたいというふうに考えております。また以前の会議におきましては、公表してきた経緯もございます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

自治会加入率の件はここで理解いたしました。では続きまして2つ目ですね。自治会運営上の相談や対策についてですけれども、今年度5つのコミュニティ単位で自治会長の見解や自治会を運営していく上での困り事や相談を受ける機会がありましたけれども、恐らく5つの地域でやってたくさんの方の見解があったと思います。その声をどのように今後反映させていくというふうに考えておられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今月開催を予定しております自治会長会の総会において、5地区で頂きましたさまざまな意見について、意見の共有を行ってまいりたいというふうに考えております。またその内容につきまして、令和6年度中に各地区の意見交換の場や自治会長会理事会において、今回まとめた意見について共有を、共に検討を深めながら、その結果について反

映をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

そうですね、ぜひたくさんのお意見が出ていますので、他の自治会長さんたち、自治会長だけのみならず役員の方々にも共有していただければと思っております。それでは今、町長答弁にもありましたLINEを、自治会長会でLINEを作成して連絡方法をとっているとは思いますが、このLINEを利用した連絡方法は便利である一方、一人一人と個人情報の兼ね合いでグループラインとかではなくて、一人一人と個別に連絡していることと思いますが、事務の負担にはなっていないのでしょうか。実際に何人の自治会長がこのLINEを利用されていますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

自治会長のLINEにつきましては、現在のところ33名の方が利用されております。LINE対応の事務局の負担ということだと思いますけれども、それについては連絡がスムーズになったことによりまして、負担が軽減されている状況でございます。具体的に申し上げますと、自治会長とのやりとりが口頭でなく文書で伝わりますので、何度も読み返しができますので、内容が分かりやすくなったというふうなご意見を頂いております。また画像を添付しておりますので、お互いその画像を見ながら状況の確認ということができるようになっております。またちょっとあれですけど、担当職員からLINEを通じて事前にやりとりを行っておりますので、実際に会った際にすごく親近感を得られるようになったというふうな感想を聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

このLINEでのやりとりは非常に便利であると感じておりますけれども、会議の出欠ですね、グーグルフォームの利用等もとても便利であり、ペーパーレス、郵送料の削減にもつながるのではないかと考えておりますが、ただ52自治会があつて33ということは19名の方は利用をされてない。ちょっと利用することができないということもあるのかなと思っておりますけれども、LINEを利用していない自治会長への連絡方法はどのようにされていますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

これまでと同様に、文書や電話の方で行っている現状でございます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

ではそれ以外の自治会長にも、LINEだと早くて郵送だと日にちが結構今かかりますので、同じように早く伝えなきゃいけないようなことであれば、そういうふうな対応を今後もしていただければと思っております。次に配布物の件なんですけれども、自治会配布物については、個別の世帯配布を減らし回覧や広報ながよを活用し、見直しは行われていると今までも聞いておりますけれども、実際に配布物の仕分けをすると、このイベントのチラシは世帯配布が必要なのか、また、第3週が回覧だけであったり、町が住民に対し情報発信を行う上では月2回が妥当なのかと思う反面、工夫ができないかと感じることもあります。実際に回覧が多いから退会したいという声もありました。見直しを検討していると聞きましたが、すぐには対応できないということも理解しておりますけれども、もしある程度話せる内容があれば、見直しの件をお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

自治会配布の見直し状況についてでございますけれども、令和5年度におきまして配布回数の見直しであったりとか、配布物の減量化について検討の方を行ってまいりました。配布回数につきましては、2月に開催をされました第3回の自治会長会理事会におきまして検討状況報告をいたしまして、自治会長会の理事会の皆さまからご意見を賜ったところでございます。また配布物の現状につきましては、世帯配布の方を回覧の方にできないかの検討を進めている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

その検討の中で月に1回になると、仕分けをする役員とかその手間は省けると思うんですけど、実際に配る側の班長の負担というか重くなったりとか、そういうこともあるので非常になかなか難しい。月に1回にすべきなのか、それとも奇数月がとか、そういうこともあるのかなと思うんですけども、十分に検討してその自治会配布物に合わせて自治会の班長会とかも設定されている自治会もあるかと思っておりますので、そこも踏まえて検討されて結果が分かればできるだけ早めに、全自治会に周知するなりという方法をとっていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

配布回数の見直しにつきましては、町内の全自治会の方に影響を及ぼしますので慎重



に判断をしていきたいというふうに考えております。令和6年中に整理できるように、理事会などに諮りながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

十分に検討していただければと思います。では、続いてごみステーションに出された違反ごみの対応についてなんですけれども、ごみステーションに黄色のシールが貼られて、町長答弁にもありましたようにその内容は収集日が違う、分別がされていない、町では収集できないなどの理由と日付が書かれて違反ごみとして残されています。きちんとした形で出していただきたい、一度持ち帰ってもらいたいということだと思いますけれども、実際に出した人は取りに来なくて、自治会の役員や班長さん、また近隣の住民の方が不快に思われていることが多くあると思います。また1カ月程度でそのまま回収されるというふうに聞いてはおりますけれども、中には他のごみの下敷きになって2カ月以上そのままになることもあるようですけれども、それについてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、今議員おっしゃるとおり違反ごみにつきましては、残されたものについては大体1カ月をめどにこちらの方で収集をさせていただいているところではあるんですが、中にはどうしてもちょっと取り残しというのがあるって、1カ月以上そのままになっているというものが実際あるということで、そういったものにつきましては、現状は周辺の住民の方であったりとか自治会の方からお電話を頂いて、こちらの方から直接回収に伺うというような対応を取っているところでありまして、非常にその点につきましては大変申し訳なく思っているところでございます。その1カ月以上残ったごみが、どうしてそういったことで残っているのかというのにつきましては、現在検証も同時に行っておりまして、この対策につきましては今後何らか講じてまいりたいということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

コロナ禍以前は、結構近隣の方が自分のごみではないけれども持ち帰って仕分けをして、もしくは洗ったりして出し直している方もたくさんいました。でも今は、私たちはもうしないでくださいって言うてるんですよ。誰が出したか分からない、自分の家庭で出したならもうそれは責任持ってやるのが当然だと思うんですけど、もう本当コロナが始まったときは、どんな未知のウイルスで分からないということもあったので、そう

いうふうな気持ちですが、もうきれいにきちんとしてほしいっていうより一層思っていられちゃう方はそのようにされてたけども、今はどこの自治会でも恐らく持ち帰って役員で分けたりとか、きれいにしたりというのは、率先してはやってないんじゃないかなと思います。そうするとずっと残されたままになって、生ごみとかだったら早めにちょっとどうにかしてほしい。生ごみに例えば瓶が入ってたりとか、そういうようなことで対応をお願いしているんですけども、このごみについては令和5年度のごみ出しのカレンダー、もうすごく詳しく、よく隅から隅まで見るとそのシールについても書いてました。どういうふうにしてほしいとか。これは基本自治会加入世帯には昨日配られてますね。昨日配布の中に新しい令和6年度のがありました。これは加入未加入の方でも、役場とかそういう公民館とかそういったところに行けば入手することはできるかと思うんですけども、違反ごみを出す人に出し方のマナーを守っていただきたいっていうことは理解しますけど、やはりそこが自治会加入者だったら自治会の人に向けて、自治会が例えば今一度お願いするなり回覧を回すなりできるんですけど、未加入者の方にはどういう対策も私たちの方ではできないわけですね。そういう町として未加入者、全ての住民の方に向けてこのカレンダーによく書いてることは理解するんですけど、こういった違反ごみの対策について何か考えがあればお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず違反ごみの種類につきましては先ほど申し上げたとおりいろんな種類があるんですけども、例えば違反ごみが出されるその要因ですね、その違反ごみの種類によってはその原因が違っているものもあるんじゃないかなということ考えてます。例えばこの地区では分別されてないごみの違反ごみが多いとか、例えばその場所とか地区によっては、恐らく他の地区とか、もしかしたら町外の方々が投げ込まれたごみの違反ごみが多いとか、そういったその地区とか場所で違反ごみの種類も変わってくるんじゃないかなということも考えております。それぞれに対しまして一般的に周知とかするのではなくて、対策としましてはそういった地区ごとといたしますか、違反ごみが出る理由ごと、そこを的確に捉えてより効果的に違反ごみが少なくなるような対策ができないかということで、現在ちょっとそういったことを考えておりますので、こういった対策が効果的なのかというのは今後検証して検討してまいりたいということ考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

基本的に自治会に加入すると、ここの世帯はここのごみステーションに出してくださいみたいなのがおおむね決まってますけど、住民であればごみ袋を購入してきちんと分別していただければ、どこに出さなきゃいけないという決まりは正直ないんじゃない

かなと思っているんですけど。やはり場所によって投げ込まれたりとか、ある人は「何か車からぼんぼんぼんぼん出して、停まって出して。ちょっとって言いたかったけど」って言われたので、「言わないでください」って、「そういうことで逆になんか逆恨みとかされたら大変なので、もうあの気持ちは分かりますけど捨てることは別に問題はないんです、分別してくださればですね。なので、そういうようなことはしないでください」っていうようなことを話したこともあります。ですので、なかなか難しい問題かと思えますけども、ぜひ今後もいろんなやり方はあると思うんですよね、防犯カメラとか。ただ全部の地区に付けるというわけにもいきませんし、そこは難しい問題かと思えますが、どうぞいろいろ対策をお願いしたいと思えます。自治会の問題で自治会の役員のなり手不足というのは、もう20年くらい前から、もっと前からかもしれませんけど、なかなか解決しない問題で、また最近では定年延長、65歳や70歳を超えてもお仕事を続け、お元気で続けられる方も増えてきました。15年くらい前は定年を迎えたことをきっかけに地域のお手伝いをしようかなあと、今まで例えば奥様に任せていたけども自分がここでちょっと頑張ってみようかなというようにもいろんな地区でいらっしやっただかなと思うんですけど、現在はもう仕事があるので、ゆっくりしてますっていう方が結構少ないんじゃないかと思うんです。役員のなり手不足は昔からですけど、現状が非常に厳しい。これもなかなか解決しない問題ですけど、この現状についてどんなふうにした対策がいいかってというのは私たちももう考えがないわけなんですけど、その対策について何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

役員のなり手不足につきましては、町の方といたしましても非常に大きな問題であるというふうに考えております。何か特効薬があるようなものではなくて、引き続き自治会の役割についての理解醸成であったりとか、なり手不足の原因の一つであります役員負担の軽減であったりとか、そういったことをコツコツと継続していくことが大事かなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

そうですね、また今は役員のみならず、「班長ができないので退会したい」という声が増えています。これはもういろんな自治会長の話を聞いても「うちもそうだ」「そうそうそう」っていうようなことで、声をたくさん聞いております。今までは班の中で免除したりいろいろ譲り合ったり、そういうようなことをしておりましたけども、班の世帯がほとんど高齢者になったこと、高齢者になられて班長をする方が減っていくだろうというところで、例えば目の前の班、他の班との合併という話をして、自分の班に対

する愛着がすごくあって、それがまた合併はしたくない。だからそこが進まないんですね。ただこの、全部52の自治会を聞いたわけではないので全く分かりませんが、班長という広報紙とかを配っていただいたりする、この班長をなくしては自治会が成り立たないと思っているんですけれども、とても深刻な問題ですけど、先ほどの役員に加えて班長のなり手不足は、町はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

各自治会の方で班長を免除したりとか、班編成を見直すなど工夫をされて、運営をしているということは承知をしております。町といたしましては引き続き配布物の削減に取り組むなど、自治会長の負担軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

それでは次に、2つ目の通学路の安全対策についての質問に移りたいと思います。吉無田交差点の横断歩道の安全対策についてですが、毎月1日、20日交通安全運動期間中は、交通指導員や保護者の立哨当番、旗の当番などがありますけれども、それ以外は見守り活動ができていないのが現状です。以前は見守り活動で立っていた方がいらっしゃったんですけれども、ご高齢になられてできなくなった。また、今でも現在自宅の近くでは見守りをしてくださってる方が何人かいらっしゃるんですけど、そこから自宅から離れてその方も高齢者ですので、お元気でも自宅から離れて危険な交差点に必ず立ってくださいというお願いが現実できていないというのが現状です。特に朝の時間帯は無理な左折、ちょっと植栽があつてというか、見にくいってところもあるのかもしれないんですけど、無理な左折や右折をしているドライバーもいますが、その現状を把握されていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

吉無田交差点におきます時間ごとの詳細な状況については、把握をしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

通学路として教育委員会にお尋ねをしたいと思うんですけど、教育委員会として通学路の安全確保は重要な問題だと思いますが、通学路の安全対策についてのお考えをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

通学路の安全ということよりも教育委員会、学校としましては、児童生徒の安全安心っていうのはもう第一に考えているところでございます。学校でもこの交通安全マナーとか交通安全につきましては十分注意喚起を子どもたちにもして、マナーを守って飛び出しをしないとか、そういう形では注意喚起をしているところでございます。見守りにつきましては、学校としても教育委員会としてもお願いする立場でございますので、可能であれば無理のない程度で見守りの方をしていただければ、学校と教育委員会としてもありがたいというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

分かりました。町長答弁にも少しあったかもしれませんが、ドライバーのマナーが悪いと言ってしまったらもうそこでおしまいなんですけど、ドライバーへの注意喚起として吉無田交差点に特化してのお尋ねですけど、警察の方に通学時間帯、朝とか夕方に横断歩道に立って何ていうんですか、指導というんですかね、そういうようなことをかつてお願いしたことはありましたでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ここ数年の記録になりますけれども、吉無田交差点につきまして要望したことはございません。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

私もないんじゃないかなと思って質問したんですけども、なければずっととか毎回とかじゃなくて1、2回でもいいと思いますので、今後依頼するようなことはできないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

現地におきまして朝と夕方の調査をした後、必要に応じて要望の方はしていきたいというふうに考えております。要望の内容といたしましては、警察官によります交通監視活動ですね、定期的に行っていただけないかを要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

ぜひお願いしたいと思います。全国的に歩道にいても車が突っ込んで大きな事故に遭うという事例が報道されています。吉無田交差点にはガードレールの前に青いポール、先ほどラバーポールと町長答弁でお聞きしたんですけど、ちょうど左折とか右折に対して急に曲がらないようなことで設置はしていただいているのかなと思うんですけども、横断歩道待機時、要するに横断歩道の前にはもちろん歩道で通るわけですから何もありませんけれども、今ボラードって黄色い棒、突っ込んできたときに人を守るものがあるかと思うんですね。長与中央橋とかそういった所も多分要望されて、そこが設置されたと思うんですけども、そういうようなものを設置して子どもたちを守る必要もあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

ご質問のボラードですね。いわゆるこれは車止めでございます。ボラードにつきましては、車両の歩道侵入による人的被害を防ぐことを目的とした施設でございます。近年は議員おっしゃられました交差点の横断歩道開口部とか、踏切部に設置をされておりました、道路管理者が設置および維持管理を行っております。議員おっしゃいますようにボラードの設置は、横断歩道待機時の子どもを守る対策としては有効であるというふうには考えております。しかしながら横断歩道は交差点にもよるんですが、自転車や車椅子、つえを持った方、多くの方々が日常的に利用しております、また路面には視覚障害者用の誘導標示等も設置をされておりますので、ボラード設置をするに当たりましては、設置場所や間隔等、一定の配慮が必要というふうには考えております。道路管理者による交通安全対策につきましては、ボラードを含め先ほど議員おっしゃられた防護柵やカラー舗装等さまざまな手法がございまして、場所に応じて各種対策を組み合わせながら対応をしていく必要があるかというふうに思っております。今後におきましては通学路点検等により横断歩道の安全対策をご要望される箇所がございましたら、現地を確認の上、ボラードの設置等有効な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。また、議員ご質問の交差点のように県道であるという場合、道路管理者が長崎県になる場合は町の方から要望をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご相談いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

県道なので難しいところがあるというところは理解をしておりますけれども、前から危ないよねって、あそこは危険だよ、そうだよって、分かっているながら今死亡事故

のような重篤な事故は恐らく起きていないと思います。でも、そこで起きていないからこそ今の時点でできることがあったら、もちろんそのボラードっていうのはもうハード面ではありますけれども、何かできるのであればその対応をぜひ子どもたちのため、子どもたちのみならず住民の方のためをお願いしたいと思っております。今回は、身近な自治会の運営についての問題や交通量が多い通学路について質問をいたしました。自治会があることによってさまざまな問題に対して取り組むことができ、住環境が守られていることの一助になっていることを多くの住民の方に理解をしていただきたいと思います。最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

病気になって健康のありがたみが分かるというのは私も実感するところがございますけれども、自治会というのもあって当たり前というふうに思っているところがあるかとも思いますけれども、自治会がなかったらどうなるのかということを実際に考えてみる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。11月はこの加入月間になっておりまして、今まではチラシとか旗とか横断幕とかしたんですけども、あんまり効果がないんじゃないかということで、担当部署と話をしまして、だったら今自治会長会でやっているLINEもそうですけども、YouTubeでやったらどうだろうかということで、職員が実は作ってくれたんですね。もしも自治会がなかったらということで作っていただいて、それを専門家に任せて漫画仕立てにしてやったんですよ。やっぱりYouTubeを見ている人も随分いたと思います。そういう形でSNSを使った届け方というのも一つの方法かなというふうに思います。特に自治会に入っていらない方っていうのは若い方も多いし、それから転勤族でアパートにお住まいの方もいるし、そういった方々が何に一番接するかっていうと、やっぱりSNSが多いんですよ。それで11月にそれやったらということでやりました。もしもその自治会がなかったらということを実際に想像してみると、まずはいつも付いているカーブミラーが壊れたままになってるとか、それから回覧板が「あら遅いな、ひょっとしたらこれ忘れてるんじゃないかな」と思ったりとか。それから今子どもたちの交通事故の話も出ましたけども、そういった子どもたちの交通指導をしていただいている見守り、こういったものもない。そうするとそういった交通事故に遭う子どもたちも増えるだろうと。そして、何よりも災害時での連携がとれないと。今一番怖いのは豪雨とか台風とか、そういう災害時での連携がとれないようになってしまう。また、祭りの創出ができなくなる。楽しみが減る。こういった形で自治会がないということは、この人と人のふれあい、それからぬくもり、そして人間の温かさ、こういったものがなくなるということです。とても大切なことなんですね。だから自治会を守るということは、自分たちの健康を守るということだと思っております。だから先ほど申し上げましたように、いろんな手段を変えながらでも自治会

加入の促進というのをぜひ役場も職員一丸となってこれを取り上げ、1人でも多くの方々が自治会に入って、この人のぬくもりとか温かみを感じられるようなそういった町づくりが必要かなというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

人とのつながりを持って安心安全な町というところで暮らし続けていくにはぜひ自治会も大事ですし、こういう危険箇所を守っていく、こういうことを本当、私この立場で言いましたけど、いろんな自治会長さんがその近隣のここが危ないよとか、例えば道路の穴が開いてるよとか、そういったことも皆さん本当によくされてるんですよね。そういうふうにして守られているということをやっぱりより理解していただければと思いつつ、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

これで中村美穂議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

（散会 14時42分）